出席議員(18名)

1番	森		裕	樹	君	2番	加	藤		滋	君
3番	安	藤	義	憲	君	4番	平	間	幸	弘	君
5番	桜	場	政	行	君	6番	吉	田	和	夫	君
7番	秋	本	好	則	君	8番	斎	藤	義	勝	君
9番	平	間	奈絲	者美	君	10番	佐人	木	裕	子	君
11番	安	部	俊	三	君	12番	森		淑	子	君
13番	広	沢		真	君	14番	有	賀	光	子	君
15番	舟	山		彰	君	16番	白	内	恵美	美子	君
17番	水	戸	義	裕	君	18番	髙	橋	たい	子	君

欠席議員 (なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町		長	滝	П		茂	君
副	町	長	水	戸	敏	見	君
会会	計 管 理 者 計 課	兼長	伊	藤	良	昭	君
総選挙	務 課 長 挙管理委員会書記	併 ² 長	加	藤	秀	典	君
ま	ちづくり政策課	長	鈴	木		仁	君
財	政 課	長	相	原	光	男	君
税	務 課	長	佐	藤		芳	君
町	民 環 境 課	長	安	彦	秀	昭	君
健	康 推 進 課	長	佐	藤	浩	美	君
福	祉 課	長	平	間	清	志	君
子	ども家庭課	長	鈴	木	俊	昭	君

農 政 課 長 併 農業委員会事務局長 商 工 観 光 課 長

瀬 戸 諭 君

斎 藤 英 泰 君

都市建設課長 水戸英義 君

上下水道課長 曲 竹 浩 三 君

槻 木 事 務 所 長 五十嵐 眞祐美 君

危機管理監 大川原真一 君

教育委員会部局

教 育 長

船迫邦則君

教育総務課長

森 浩 君

生涯学習課長

水 上 祐 治 君

スポーツ振興課長

石 上 幸 弘 君

その他の部局

代表監查委員

大 宮 正 博 君

事務局職員出席者

議会事務局長

平間雅博

主

佐 山 亨

議事日程(第3号)

平成29年9月6日(水曜日) 午前9時30分 開 議

杳

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
 - (1) 森 裕 樹 議員
 - (2) 安藤義憲議員
 - (3) 有 賀 光 子 議員
 - (4) 桜 場 政 行 議員
 - (5) 水 戸 義 裕 議員
 - (6) 平 間 幸 弘 議員
- 第 3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長(髙橋たい子君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(髙橋たい子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において5番桜場政行君、 6番吉田和夫君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長(髙橋たい子君) 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

1番森裕樹君。質問席において質問してください。

[1番 森 裕樹君 登壇]

- ○1番(森 裕樹君) おはようございます。1番森裕樹。大綱2問質問させていただきます。
 - 1点目、新生児の聴覚検査の取り組みは。

日本耳鼻咽喉科学会によりますと、聴覚に障害のある新生児は1,000人に1人から2人の割合でおり、聴覚障害に気づかないまま成長した場合、おおむね5つの影響が子どもにあらわれると言われています。

- 1つ目、聴覚を通して物事の意味を学ぶ聴能の発達のおくれが言語の獲得をおくらせる。
- 2点目、就学前に必要な発話能力と言語の理解力・表現力の発達がおくれる。
- 3つ目、言語能力が十分でないので学習上の問題がおき、特に言葉を使う教科の成績が落ちてしまう。

4点目、コミュニケーションが円滑に行えないことから社会的孤立感を感じ、自分について

のマイナスイメージを持つようになる。

5点目、進路や職業の選択が限られてしまい生涯にわたって影響が及ぶ。

以上のように、子どもの将来に深刻な問題になると考えます。

声を言葉として認識する神経回路は、5歳くらいまでに基礎がつくられると言われています。 そこで、有用とされているのが、新生児聴覚スクリーニングです。その検査で異常が見つかり、 その後精密検査において聴覚障害の診断を受けた場合、生後半年以内に補聴器をつけるほか、 症状が重い場合は、耳の中に音声を電気信号に変換する人工内耳を取りつける手術などが行わ れます。新生児の段階で聴覚異常を早期発見、治療、支援することにより、先ほど述べたよう な影響が軽減できる可能性があることから、新生児の聴覚検査が非常に重要と考えます。

そこで伺います。

- 1) 現在、新生児聴覚スクリーニングの実施可能な病院の数は。
- 2) 昨年度の新生児で新生児聴覚スクリーニングを実施したのは何名か。
- 3) 昨年度の新生児聴覚スクリーニングにより障害が見つかった新生児は何名か。
- 4) 新生児聴覚スクリーニングに対する助成は。

2問目、弱視の早期発見と視覚検診の状況は。

人の目は、生まれた直後の視力は0.02ほどですが、乳幼児期に物を見て網膜にピントの合った像を結ぶ刺激を繰り返すうちに視力を獲得することができ、5歳から6歳までには1.0ほどになって、視力の発達が完成すると言われております。

視覚の感受性期(8歳くらいまで)の期間内に、網膜上に鮮明な像が結ばないことにより、 視覚中枢の発達が妨げられ、眼鏡で完全矯正しても視力が出ない状態を弱視といいます。弱視 の場合、視覚の感受性期内のできるだけ早い段階で異常を見つけ、眼鏡での矯正、アイパッチ (ばんそうこうのような眼帯)などの治療を始めれば大きな効果が得られるとされています。

しかし、視覚の感受性期を過ぎてしまってからは治療を行っても効果を得ることは難しく、 目の視力は永続的に改善されないとも言われています。

そこで、本町の弱視の発見率と検診のあり方について伺います。

- 1)検診の時期と、その検診の内容は。
- 2)検診による弱視の発見率は。
- 3)検診による早期発見の重要性についての保護者等への周知は。
- 4)弱視と診断された子どもへの治療用眼鏡の助成は。以上です。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 森裕樹議員、大綱2点ございました。

まず1点目、新生児の聴覚検査の取り組みについて4点ほどございます。随時お答えをさせていただきます。

1点目、子どもの聴覚障害は、言語発達、学習、心理面に大きな影響を与えるため、早期発見と早期療育が重要とされています。新生児聴覚スクリーニングは、生まれて3日目ごろまでに検査機器を使って実施する聴覚検査であり、聴覚に障害があった場合、早期に適切な援助を開始することによって、コミュニケーション形成や言語発達の面で大きな効果が得られるとされております。

公益社団法人日本産婦人科医会の調査では、分娩取扱医療機関における新生児聴覚スクリーニングが実施可能な施設の割合は、平成14年は32%、平成17年は60%、平成25年に88%と、実施が可能な病院は全国的には年々増加傾向にございます。

宮城県は、これまで県全体の調査が行われておらず、新生児聴覚スクリーニングの実施可能 な医療機関数は把握できていない状況でございます。

2点目、新生児聴覚スクリーニングの実施及び結果については、新生児訪問の際に母親から聞き取るとともに、母子健康手帳の記載内容から確認を行っております。平成28年度に新生児聴覚スクリーニングを受けた方は264名中173名で、65.5%でした。

3点目、障害が見つかったお子様ですが、平成28年度の新生児聴覚スクリーニングにより再 検査となった方は1名おりましたが、再検査の結果、異常なしとなり、障害が見つかった方は おりませんでした。

また、新生児聴覚スクリーニング実施の有無にかかわらず、4カ月児健康診査で、音の聞こ えに対する子どもの反応を保健師や小児科医師が確認し、心配がある場合には耳鼻科受診や専 門機関相談の紹介を行っております。

4点目、町では新生児聴覚スクリーニングに対する費用助成は実施しておらず、検査は全額個人負担となります。町としましては、聴覚障害を早期に発見し、早期に療育を行うことができるよう、今後とも母子健康手帳交付や新生児訪問、4カ月児健康診査時に周知や相談支援に努めてまいります。

大綱2点目、弱視の早期発見と視覚検査の状況で4点ほどございました。

1点目、子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、近視

などの強い屈折異常や斜視があると視力が十分に発達せず、弱視になるおそれがあります。視力検査が可能になる年齢の子どもに対し適切に検査を行い、早期発見、早期治療をすることがとても大切となります。

視力検査は、家庭で練習を行い、検査が可能になる3歳児健診に健診項目として加えられ、 町では3歳6カ月児健康診査において実施しております。

その方法は、一次健診として健診案内通知にランドルト環(アルファベットのCの形をした もの)を用いた検査票を同封し、家庭において視力検査とアンケート調査によるスクリーニン グを行います。二次健診が必要な子どもに対しては、保健師が健診会場で視力検査を行います。 検査の結果により、眼科受診を勧めたり、再検査を行ったりするなど、子どもの発達に合わせ て工夫しながら実施しております。

2点目、平成28年度に視力検査を受けた方は293名でした。そのうち眼科受診を勧めた方は 6名でした。そのうちサンカが眼科で治療または経過観察中となっておりますが、弱視と診断 された方はおりませんでした。

3点目、保護者へ周知については、3歳6カ月児健診の案内通知に説明書を同封するとともに、健診会場でオリエンテーション時に、この時期の視力検査の重要性に関する説明を行っております。また、健診の問診の際に、1人ずつ家庭での検査の様子などを確認し、繰り返し周知に努めているところです。

9歳未満の小児が小児弱視等の治療を目的として眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合に、加入している健康保険に申請すると、国が定めた交付基準の範囲内で助成を受けることができます。

柴田町国民健康保険に加入されている方が眼鏡を購入した場合は、3万768円を上限に、償還払いで助成が受けられます。

なお、平成28年度に申請があり、助成を受けた方は1名でございました。

町としましては、今後も保護者に対し3歳6カ月児健康診査における視力検査の重要性について引き続き周知していくとともに、眼科受診を勧めた方に対しての受診確認などの支援を行ってまいります。

大綱2番目の勧めた方が6名で、そのうちサンカと読みましたが、3名が眼科で治療または 経過観察中ということで、3名ということでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 森裕樹君。再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) ご答弁ありがとうございました。

1点目の新生児聴覚スクリーニングについて再質問させていただきます。

まず、産婦人科での検査、町内、そしてみやぎ県南中核病院含めて、何カ所ぐらいで、町内 であればできる産婦人科はあるでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 産婦人科の医療機関、この近隣でというふうなことであろうか と思うんですけれども、柴田町の方は町内で出産するとは限りませんので、柴田町でできると ころもあれば、検査ができないところもあるというふうにお話ししたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) ちょっと、もちろん柴田町の方が柴田町、町内で産むことはもちろん、そうじゃない場合もあるかとは思うんですね。逆に、ふるさとに帰ってきて子どもを産む方もいるとは思うんです。その町内においての出産後、二、三日以内にこれをするというのが有効的というか、一般的に行われるかと思うんですけれども、これが施設の中に、産婦人科医院の中にこれがない場合というのは、町ではうまくスクリーニングを受けさせるような案内とか、お知らせというのはしているんでしょうか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 母子健康手帳交付のときに聴覚検査、視覚検査等については、 こういったことができますというのを案内は勧めております。

それと、済みません。ちょっと言葉足らずだったんですが、産婦人科のほうで聴覚検査、スクリーニングがもしそこの先生がやられていない場合でも、その先生のほうからどこどこ病院でこういった検査ができますよという案内のほうは全員にしていただいております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) はい、わかりました。 その検査の費用は、大体病院によってもまちまちかとは思うんですけれども、平均すると幾 らぐらいの検査の料金になりますでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 医療機関によりさまざまなんですが、こちらのほうは保険適用 外ということもありまして、1回5,000円から1万円弱といったところです。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ございますか。どうぞ。
- **〇**1番(森 裕樹君) わかりました。

先ほど新生児聴覚スクリーニングの総新生児数、柴田町でいうと264名のうちに173名が実施

されたということで、65.5%の実施率というふうになっておるようですが、これは高いと思われますか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 65.5%という数字であれば、高いというふうには思っておりません。

ただ、お医者さんのほうから勧められても、ご自身では心配ないということで受けない方も おりますので、この数字が非常に高いかどうかというのは一概には言えないというふうに思い ます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ございますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) 私もちょっと先ほど質問のほうでさせていただきましたが、耳が聞こえないという状況というのが耳だけじゃなくて、やっぱり言葉に影響してくるのかなと。それが一番大きいのかなというふうに思います。やはり、言葉を発することができる状況で耳が聞こえない状態と耳が聞こえなくて言葉もうまく話せない状態、防げるのであれば防ぐべきなのが子どもの将来を思えば当たり前の判断なのかなというふうに思います。

65.5%という数字なんですけれども、やはり子どもというのはもちろん町の宝、これからの将来を支えていってくれる子どもたちというのは宝だと思っています。その子たちがもしそういった状況に陥ってしまう場合ということを考えると、決して高い数字ではないのかなと、今の現状が。もう少し高くしていく必要性があるのではないかなというふうに思います。

実際、先ほど町長の答弁にもございましたが、日本産婦人科医会で全国、およそ2,400の分娩を扱う医療機関を対象に、2016年度の聴覚検査の実施状況を調査し、約76%の施設から回答があったそうです。その結果、回答があって、生まれた新生児73万4,000人のうちに13.5%に当たる約10万人が検査を受けていないことがわかりました。2015年度の時点で費用を助成している市町村はわずか6.8%と、費用を助成していない柴田町というのもこれに当たるんだと思います。たったその助成をしている、これだけ重要な問題なんですが、全国から見ても6.8%しか助成がされていないというのが現状でございます。

先ほども申しましたが、この耳が聞こえないことでやっぱり付随してくる点というのが先ほど説明しました5点ございました。これをあらかじめ検査して対応していくことというのが防げる、または緩和できる検査なのかなというふうに思っています。

もう一つ、日本産婦人科医会では9割以上の市町村では自己負担で受けさせているというのが状況、現状なんですけれども、補助を出している市町村では、実施率が88%に上がります。

実施していないところは50%と、約。38%もこの助成によって受診率が上がるんですよ。これというのは、もう明らかに助成をしたほうが受ける人数がふえる。要するに、この町でも生まれてきた、昨年度ですけれども、264人のうち173人受けましたが、この数字が必ず上がるというふうに感じ取ってもいいのではないかなというふうに思います。

この88%というアンケートに答えてくれた市町村の中なんですけれども、88%というふうに上がるという現状を踏まえていただいて、どうでしょうか。助成は有効だとは思いませんか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 助成している市町村で実施率が高いということですが、助成を している市町村の場合、多分その助成についての説明をするので、柴田町で行っている聴覚検 査のスクリーニング、こういったことが大事ですよという説明プラスそういった助成の説明と いうことで、何度も親御さんが聞いていて、大事というふうに思って数字が上がっていくもの であろうかなというふうに思っております。

助成をすることで数字が上がるというのは、もう事実かなというふうに思っておりますので、 私のほうでもそういうふうには思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) やはりその家庭、家庭によっては金銭的な問題など、5,000円から1万円というふうな検査料を払うのが厳しいという家庭もあるかと思うんです。でも、その子どもにとったら、生まれたばかりの子どもにとったら、そんなのはもう関係ない話で、しっかりと自分の人生を歩んでいく上で、これを防止できるのであればしてあげるべきではないかなというふうに思っております。

実際、山形県の村山市でも、今年度から生後2日から4日以内に受ける初回検査と、この検査結果において再検査が必要とされた場合の再検査の費用も助成することが決まっております。 やっぱり検査を行う上で、保護者の経済負担を軽減するというところで、新生児の先天性難聴の早期発見に努力していくべきではないかなというふうに思います。

やはり耳が聞こえないというふうな状況というのは、やっぱりその親御さんにとっても生後 二、三日でもしかしたらという不安があって、とてもそれがびっくりして受け入れられない状 況とかもあるかと思うんですね。そういった部分でもこの町のほうででも行政と医療機関とう まく連携をとりながら、保護者のお母さん、お父さんにもうまくそのケアをしていければベス トではないのかなというふうに思っております。

そこで、ちょっと町長、ちょっとお聞きしたいんですけれども、先ほど平均すると検査料は

5,000円から1万円なので、7,500円とか、その辺なんでしょうけれども、その金額を限度として町として検査費用を助成することというのは厳しいでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 今まで一般質問受けておりましたが、初めて聴覚検査と視覚検査のお話が実は出たものですから、今すぐ的確な回答はしかねるんですが、一人一人に寄り添う森議員の意向は伝わりました。

ただ、私どもの考え方としては、まずは一人一人がそういう障害を持つと大変重要なことではあるんですけれども、別な意味で死亡という重篤な状態にということにはならないという一つの事例がございます。また、柴田町がほかの自治体に比べて発生率が高いという状況でもないと。それから、金銭的なもので困って受けられないという状況が私の耳に入っているわけではないんですね。

ですから、もちろん経済的に支援するという流れは地方自治体においてそういう動きになっていることはわかるんですが、一方で全てがただというふうなのはいかがなのかという声も実は出ております。

この議会でもインフルエンザの無料化とか、いろいろながん検診の無料化とか、提案がございます。そのたびに申し上げてきたのがやはり経済的な支援は国がしっかりと社会保障すべきではないかと。我々自治体は、サービスの面で寄り添っていくのが筋ではないかなというふうに思っております。

今回は、初めてですので、この聴覚検査、多分視聴覚も視覚ですか、弱視の関係もこれから 毎回質問されるというふうに思うんですが、今回はこの辺の答弁でお許しをいただきたいなと。 これからまた一緒に考えさせていただければなというふうに思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- **O**1番(森 裕樹君) ありがとうございます。

できる限り限度額を決めた上でも構いません。全額負担ではなくても、ある程度平等にといいますか、これを生まれたきた子どもたちに受けさせていただけるよう、町としても考えいただければというふうに思います。

では、大綱2番目の弱視の問題のほうへ移らせていただきます。

先ほどの町長の答弁でもございましたが、健診の時期についてだったんですが、私が認識している中ではほぼほぼ3回、大きく分けるとあるのかなというふうに思います。3歳6カ月児健診、就学時前健診、小学校での健診、ほかに健診のタイミングというのはございますでしょ

うか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 議員のおっしゃるとおりの3回の健診です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) その中でなんですけれども、3歳6カ月児健診、就学前健診と小学校での健診という、この3回ということなんですけれども、先ほど町長の答弁では3歳6カ月児健診のタイミングでは家庭で事前に親御さん、保護者がやるという部分というふうな感じだったと思うんですね。この就学時前健診と小学校での健診というのは専門医がやっているんでしょうか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 就学時健診並びに学校での眼科検診ですが、眼科医にお願いして していただいております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) 2番目の就学時前健診もお医者さんでしたっけ。保健師ではなかったでしたっけ。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 申しわけありません。就学時健診においては、まず、眼科医のほうで目の異常がないかどうかをまず確認をしていただいて、視覚ですか、そちらに関しては保健師なり養護教諭等が担当して確認をさせていただいている状況です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) 今回私は、弱視というところに特化してちょっとお聞きしているんですけれども、この3段階の健診の中で、弱視が見つかるタイミングって一番どこが大きいですかね。この3つの中で。3つの健診の中で。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 弱視のお子さんが見つかるのは、3歳6カ月児健診が一番早いであろうというふうに思います。

それと、2歳前後ごろに家庭での目の動き等がわかりますので、そこで斜視等、何かが見つかって気になって受診をされて、3歳6カ月児健診の時点ではもう治療をされているという方もおります。

○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○1番(森 裕樹君) 3歳6カ月、その親御さんがちょっと目を見たりして、ちょっとおかしいかなとかという判断に一番最初はなるということですよね。

弱視というのは、両目弱視の子が多いのか、片目のみの弱視の子どもが多いのか、どちらが 多い傾向になりますか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 詳しくは存じ上げないんですが、目のほうはお子さんの場合は、 生まれたときは本当に議員がおっしゃったように、視力が0.02、0.01の段階で、目を使ってい くこと、両目を使うことによって視力が調和が保たれていくんですね。片方だけが視力があっ ても片方が弱いと、だんだん悪いほうに引っ張られてバランスが悪くなって著しく落ちるとい うのがあるので、小学校に上がるぐらいまでのときに完成というので、途中の視力はどちらが いいとか悪いとかというふうにはならないと思われます。

あと、悪いほうの目では人は見ないというのが視力の原則になりますので、悪いほうを使う ようにしないと視力がそろってこないというのが現状です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) 私も先ほど説明させていただいたアイパッチとかで、見えるほうをふさいで見えないほうの目で見ることによって視力が回復していくというような治療になっていくかとは思うんですが、これ私の周りの方々のあれなんですけれども、これは数字的にお示しできないんですけれども、小学校の健診のときに見つかる方が結構おられるんですよ。小学校の健診で見つかるということは、もうほぼ7歳なんですね。というと、先ほどもこちらで述べましたが、8歳くらいまでで大体視力の感受性期というのが終わってしまうんですが、7歳で見つかって8歳で1年間、ましてや1年間切るぐらいのタイミングというのがちょっと短過ぎるなというのが正直なところの感想でした。

先ほど課長の説明にありました3歳6カ月健診のときに親御さんがちょっとおかしいなというふうに発見することが多いということだったんですが、私の認識とすると、そこのタイミングでやっている視力検査というのが先ほど町長にもありましたが、ランドルトのあのマークでただの視力、右、左、上、下というのを検査している感覚だと思うんですね。

緊張していたりとか、何だかんだというので、子どもですから、見えているんだけれども、 上かと言ってみたり下と言ってみたりというところがあったりして、正確にとれない部分もあったりするかとは思うんです。というと、片目見えていると、見えているんじゃないかという ふうに勘違いをしてしまう親御さんもいるとは思うんですね。 というと、私の中では早ければ早いほどその弱視に対する対応が早ければ早いほど、子ども にとっては学校に入学前にもしその弱視が少しでも治療されているほうが子どものためなのか なというふうに思うんですね。

この3歳6カ月児健診のタイミングで親御さんだけに任せてしまうというのは、ちょっと不安が残るんですけれども、いかがお考えですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 3歳6カ月児健診で親御さんだけにというふうに今お話がありましたが、視力検査の票、ここからはちょっと見えないかとは思うんですが、片目ずつ検査は行います。両目で見ても検査をして、2項目ばつがつけば必ず経過を見ます。上とか下とか、まだきちんとお話しできないお子さんの場合でもボディーランゲージで伝えてもらえれば、3歳6カ月ですと95%以上のお子さんは検査をすることができるので、親御さんだけというふうにはしてはおりません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) というと、その3歳6カ月児健診のタイミングで親御さんが、子どもとしても95%ちゃんと答えられるというふうな認識でやっているという状況ですね。

私の中で就学時前健診でちょっと怪しい、B判定でしたと。お医者さんに行くほどじゃないよと言われましたという子が小学校に入って健診を受けたら弱視でしたということも実際ありました。

そのことについてなんですが、小学校の健診のタイミングと就学時前のタイミングだっておよそ半年ぐらいの差だと思うんですけれども、就学時前の健診でB判定をされている時点でお医者さんを勧められたかというところを聞きましたら、勧められませんでしたと。経過を見て、緊張したせいもあって、多分大丈夫だと思いますというようなことを言われて、小学校に行ったら弱視と判断されたという例もございます。

ということを鑑みると、3歳6カ月児健診のときにも多分親御さんは見えていなかったのを 見えているというふうに認識しているという状況になりますよね。

ここをうまく改善する方法とかというのはないでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 就学時健診、先ほど視覚と言いましたが、視力検査なんですが、 視力検査の際に、議員おっしゃるとおり、A判定、B判定、C判定ということで、保護者のほうにお伝えをすると。今言ったように、B判定、0.6、0.7ということで、その際にはやはりお

子様ですのでなれない検査、やはり視力検査というのはしたことがないお子様が結構多いと思います。ですので、実際担当のほうからは、B判定とされた場合には、検査の際にはテレビとか暗いところで本とかは見ないでくださいと伝えながらも、やはり実際に一緒に常日ごろいるのは保護者ですので、心配な場合は眼科の受診をしてくださいということではお伝えしているとは思っていることでは勧めておりますが、その児童のいろいろな場合があるものですから、やはり心配な場合は受診を勧めるということでは勧めている状況なんですが、その辺徹底をしていきたいと思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○1番(森 裕樹君) やっぱり先ほど述べましたとおり、視覚の感受性が8歳くらいまでで終わってしまうというふうな部分で、治療を行わなかったら視力永続的に弱いままなんですよね。これというのは、もちろんスポーツするにも勉強するにも絶対的な影響がある重要なことだと思います。

そういった部分で、早い段階で、できるだけ早い段階で見つけて矯正治療を開始するという ことが非常に重要であるというふうに思います。

就学時健診の段階で発見されることよりも、その前に何とか発見して、早目の治療というの を心がけていただきたいというふうに思います。

私の理想とすれば、やっぱり3歳6カ月児健診のタイミングで一度お医者さんを受診していただくようにしていただくとか、目というのはそれだけ重要なことなのではないかなというふうに思います。

先ほどもお願いしましたけれども、弱視に対する保護者の認識というのは、非常に薄いです。これは、幼稚園のお母さん方に聞いても、保育所のお母さん方に聞いても、弱視って何なのと言われることが非常に多いです。視力というか、近視と遠視と何が違うのというところももちろん理解できていませんし、この弱視というところの認識、これを検査しているんだよという、検査するタイミングで近視か遠視を見るだけじゃなくて、弱視というものを検査するんだよというような認識を持たせた状態でせめて3歳6カ月児健診を受けていただくということが重要なのではないかなというふうに思っております。

ぜひ就学時前のタイミングで弱視発見を徹底してやっていただければというふうに思います。 最後になりましたが、先ほど述べました視覚聴覚いずれにおいても、子どもの将来に大きく 影響する障害であり、早期に発見し、治療を行っていくことが非常に重要であります。そのた めには、障害に対する保護者へのしっかりとした説明と理解、さらに費用の助成も重要な課題 であると考えます。

また、検査結果を受けた保護者の心理的フォローを医療機関だけでは難しい側面であることから、医療機関と行政とがしっかりと連携を深めて、包括的にサポートしていくことが重要と考えます。

未来ある子どもたちのために町として最善を尽くした対応をしていただくことをお願いしま して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長(髙橋たい子君) これにて、1番森裕樹君の一般質問を終結いたします。

次に、3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番(安藤義憲君) 3番安藤でございます。4点質問させていただきます。

まず、その前に当たりまして、一言お願い申し上げます。私立幼稚園のエアコンについて答 弁いただきました。あの答弁を聞いたとき、私はその席から反論したかったわけでございます けれども、改めて会議の前に開催するに当たりまして、教育総務課長より訂正の発言ございま したものですから、それで納得したところでございますが、以後いろいろと調査をした結果を もとにしての返答というものをお願いしたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず、いじめについて再度問うということでございます。

6月会議において答弁いただきましたことについて、改めて質問いたします。

まず、いじめについてでございますが、いじめの予兆としていじわるがあるものと思います。 このいじわるの芽を摘むことにより、いじわるからいじめへと発展することを未然に防ぐもの ではないか、防ぐのではないかと考えられます。

また、現職の先生が「いじめというのは、いじめる人といじめられる人だけではなく複合的な諸事案が重なって起きるものである。いわば大人社会の縮図である。すなわち弱者・貧者・子どもの貧困・差別社会が底辺にある。パワハラ・セクハラを含め、心の貧困など底辺の社会を改善しなければいじめはなくならない」と言っていました。私も共感するところでございます。これらについて考えると、現場の先生方の指導、努力というものに対して生半可な対応、対処ではできないと改めて思います。先生方の適切な指導を願うところでございます。

そこで、いじめ見のがしゼロ運動について、1学期内における成果はどうだったのか伺います。

1) 1学期の間に、いじめは何件確認されましたか。

- 2) いじめがあれば、そのいじめとは言葉、暴力、または、相手を無視するなどの心を傷つけるいじめだったのか、そのいじめの具体的な内容を伺います。
- 3) いじめた子、いじめられた子のそれぞれの家庭環境を把握していると思います。いじめ をなくす一つの改善策になるものと思いますので、いじめと家庭環境とがどのような相関関係 になっているのか伺います。
- 4)30日以上の長期不登校の児童生徒は今も不登校のままですか。その生徒に対し、その後登校するようどんな働きかけをしたのか伺います。

2番目、児童生徒の屋外から屋内への避難訓練を。

6月会議において教育長より「屋外から屋内への避難訓練の実施を周知した」との答弁がありました。その後この避難訓練をしたのでしょうか。

北朝鮮のミサイルが中国・四国地方の上空を通過し、グアムに発射されるとの報道がありました。現在、北朝鮮はミサイルの発射を保留しているとのことですが、グアムの住民は万が一に備え、水・食料品の買いだめをしているとの新聞記事がありました。このことは、極端とは言えないと思います。北朝鮮のミサイルが秋田県沖の日本の排他的経済水域に落下し、山形県、秋田県の複数の自治体が避難訓練をしていることも事実です。我が町もいつ何時不測の事態が起きるとも限りません。児童生徒を守るために、速やかに屋外から屋内への避難訓練を実施すべきと思います。これを伺います。

3番目、29A区内の雨水の被害をなくすべく道路の整備をということでございます。

昔から210日220日と例えられ、9月、10月は台風の季節となり、町内各地で風水害が発生するものと思います。道路の冠水、水没、田の覆水、土砂災害などの対策、改善を早急に求められる事案が出てきます。

29A区内の西船迫6号公園付近でも、路面の低下によって雨水がたまり路肩が見えず、通行するのにとても危険なところがあります。早急に補修すべきではないでしょうか。

また、町道本船迫1号線は、一部で雨水が住宅敷地内に流れ込み、住民が大変苦慮しています。地域住民からは側溝を設置してほしいと要望がありました。速やかに設置してはどうでしょうか。

町の考えを伺います。

4番目、西船迫6号公園にトイレの設置を。

西船迫6号公園は、自主防災訓練を初め子ども会の行事、地区の行事、夏祭りの会場にと、 1年を通して利用されています。これらの行事などで公園を利用する人々のために、行政区で は環境部会の人たちが地区の人々の協力を得て、下草の刈り払いを2カ月ごとに実施しています。この刈り払いには毎回70名余りの住民が参加しています。そのため、この公園は極端に言うと、はだしでも遊べるようにきれいに管理されています。

この人たちを初め利用者からは、公園内にトイレの設置を望む声が出ています。トイレが設置されれば、公園利用者や清掃活動従事者も近隣の個人トイレを借りることなく、自宅へ戻ったりすることもなくなります。行政区の環境部の人たちからは、設置されるなら管理は環境部でするとの声が上がりました。この声に応えるべく、西船迫6号公園内へのトイレ設置について伺います。

以上でございます。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。1問目、2問目、教育長。3問目、4問目、町長。 最初に、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長(船迫邦則君) 安藤義憲議員の大綱1問目と2問目にお答えします。

大綱1問目、いじめに関する質問にお答えします。

初めに、「いじめ見のがしゼロ運動」について確認させていただきます。

「いじめ見のがしゼロ運動」は、学校において子どもたちが集団で生活する場合、どんなにいじめ防止に向けて努力しても、いじめは発生するものであるという考え方に立ってつくったスローガンです。いじめを見たり聞いたりしたら、見ないふり、聞かないふりをすることなく、先生に伝えるようにしましょうと児童生徒に呼びかけ、学校長のリーダーシップのもと、子どもたちも教職員も学校全体でいじめを見逃さない雰囲気を醸成する取り組みで、PTAの協力のもと、保護者と連携して取り組んでいただいております。

それでは、質問4点についてお答えします。

1点目と2点目は、関連しますので、一括してお答えします。

7月末現在のいじめの認知件数については、小学校では15件、中学校では11件が認知されて おります。

いじめの内容は、小学校では、冷やかしやからかいが5件、仲間外れが5件、たたかれるが 2件、その他3件となっております。

中学校では、冷やかしやからかいが5件、仲間外れや集団での無視が3件、たたかれるが3件となっております。

これらの事案に対して学校では学級担任を窓口として、友達関係の修復に向けて、家庭や関

係機関の協力を得ながら努力してきております。

いじめる側に対しては、毅然とした指導を行い、いじめられた側は学校が徹底して守るという姿勢を子どもや保護者に示すことで、早期発見、早期対応につなげる努力を継続してまいります。

3点目、いじめと家庭環境との相関関係についてです。

いじめの原因、背景については、児童生徒や家庭、学校、社会の問題など、複数の要因が複雑に絡み合った根深いものがあります。したがいまして、いじめを家庭環境との関係性で捉えることは困難だと思っておりますが、複数の要因が複雑に絡み合っている状況を改善、修復するためには、家庭の理解と協力を得ることが大切となります。

いじめられた側、いじめた側双方の家庭と緊密に連携して、きめ細やかな状況把握を行い、 情報を共有しながら、適切に対応することが大切になると考えております。

4点目、30日以上の長期不登校についてです。

昨年度いじめによる欠席が30日を超えたケースの1名は、現在も不登校となっておりますが、 担任を中心に、朝と夕方に電話で連絡をとり、機会を捉えて家庭訪問も実施しております。

また、白石市にある不登校の児童生徒を対象に一人一人に適応した指導を行い、学校生活への復帰を支援する「仙南けやき教室」に1学期から通い始めて、12回通所している状況です。

今後も本人が安心して学習に取り組むことができるよう、けやき教室との連携を密にすると ともに、学校での学習の場の設定など、学校の働きかけの効果を上げることができるよう、継 続して支援してまいります。

次に、大綱2問目、屋内への避難訓練についてお答えします。

町内の小中学校では年間を通して複数回の避難訓練を実施する計画を策定しております。6 月会議でもお答えしましたが、今年度の避難訓練には落雷や竜巻からの避難訓練に加え、北朝 鮮のミサイル発射を想定し、児童生徒が屋外から屋内に避難する訓練の実施を学校にお願いし たところです。

屋内への避難訓練の実施状況ですが、昨日までに町内の小中学校9校全てで実施しております。

最悪の事態が起きないことを願いながらも、万が一の場合に備えて、これからも折に触れ、繰り返し指導する場を設けて、弾道ミサイルに関する知識やメッセージが流れた後の避難行動などについて児童生徒に知らせて、危険を予測し、正しく判断・行動することができるよう、学校と連携して対応してまいります。

以上でございます。

○議長(髙橋たい子君) 3問目、4問目、町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) 3問目、29A区内の雨水対策で2問ございました。

1点目、西船迫6号公園付近の道路は、南北を通る町道西船迫80号線と東側へ向かう町道西船迫84号線があります。造成から長い年月がたったため、2路線とも道路の一部が地盤沈下し、少々の雨でも通行に支障を来す道路冠水が起きておりました。そのため、平成24年度に町道西船迫80号線の雨水対策として、西船迫6号公園内に低地部の水を処理する側溝整備を行っております。

また、平成28年度には下水道施設の雨水管のマンホールふたを格子状の鋳鉄ぶたに変え、排水機能を高めるなどの工事を行いました。

今後、道路の一部が低くなっている区間については、道路をかさ上げできるか、周辺宅地の 高さなども含め、調査検討をしてまいります。

2点目、町道本船迫1号線沿いは、近年アパートの建築など、周辺の住宅環境の変化が著しい場所となっております。現在は、道路西側の片側に側溝が整備されているものの、東側は一部区間のみ整備されている状況です。

これまで道路沿線の住民からは、側溝整備の要望は特にありませんでした。雨水は、路肩から地中に浸透することや、周辺の農地が雨水処理の調整的な役割を担っているものと推察しております。

しかし、交通量の増加から、舗装が傷んでいる箇所も見受けられることから、今後補修する際には、あわせて雨水の処理方法を検討してまいります。

次に、西船迫6号公園にトイレの設置をということでございます。

西船迫6号公園は、面積が0.29へクタールあり、船迫団地造成時に整備され、昭和59年4月1日に開園した公園です。公園施設として2つの2連ブランコと水飲み場が設置され、中央の広場を囲むように19本の桜が植栽されている公園です。

公園の日常の維持管理は、地元の公園愛護協力会が主体となって積極的に実施をしていただ き、良好な環境が保たれていることに大変感謝しているところです。

さて、西船迫6号公園へのトイレの設置についてですが、現在トイレが設置してある公園の 公園愛護協力会の中には、維持管理が大変なので、役場で何とかしてほしいとの要望が寄せら れている団体があるほか、防犯面ではトイレが死角となり、中高生の喫煙場所になることや、 トイレが壊されるなどの被害が相次ぐなど、余りマナーのよい使われ方がなされず、多くの問題を抱えている公園も存在しておるところでございます。

これは、加藤滋議員にもお話をさせていただいたところでございます。

トイレがあれば便利だということは理解ができますが、マイナス要素も多く存在するので、 改めて地元行政区や公園愛護協力会で、今後の維持管理のあり方を含めた中でのトイレの必要 性について十分議論をしていただき、地元の総意ということであれば、そのときには前向きに 検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

〇議長(髙橋たい子君) ただいまから休憩いたします。

10時45分から再開します。

午前10時30分 休 憩

午前10時45分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番(安藤義憲君) まず、いじめについて再度問うというところで、ちょっと訂正していただきたいんですが、4)のところの30日以上の長期不登校の児童生徒は今も不登校のままですか。その次に、児童という文字を足して、言葉を足していただきまして、その児童生徒に対して云々というふうな言葉に訂正させていただきます。

それで、先ほどの現職の先生の言葉の中に教師の使命というのは、務めというのは職責ではなく、それは務めであると。それは、教壇に立って教えることも一つの教師の使命であり、クラブ活動であれ、課外活動であれ、それを指導し、教えていくのも教師の使命であると。当然のことながら、教室外の行動等の指導も教師の使命なんだということで、いろいろと教えていただいたところでございました。

その教師の使命として見ると、このいじめは序列なく、やはり使命として対応していかなければならないものだというふうに思うわけでございます。

「見のがしゼロ運動」の趣旨というものを教育長にお話しいただきました。この「見のがしゼロ」というものに対しての一つのなんですけれども、これは今月1日の新聞の中に熊本県でSNSという、ショートメールでしょうか、あれは匿名で、それで教育委員会なり学校にいじ

めというものの姿を見たり聞いたりしたら、そのメールで報告するというふうなシステムを熊本県がつくったんですよ。それは、とりあえずは県立の高校2校、そして、中高一貫校1校を 試験的にやってみて、来年度から本格的にやるというふうなことが新聞報道にあったわけでご ざいます。

そういうふうに、外からの目もいじめをなくす保護者からの情報提供というものが出てくる のではないかと。私的にはこのSNSというものでするのはどうかなとは思いつつも、情報を 手に入れるには、一つの有効手段なのかなと思いつつおるわけでございますが、その件につい ては、いかがでございましょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育長。
- ○教育長(船迫邦則君) いじめの指導のポイントは、一人で抱え込まないということになると思っております。ですから、いじめの件数を公にしたり、チームで先生方もチームで対応したりするなどして、子どもたちからすれば安心して相談できる体制づくりを行っていくことが大事だと思っております。

また、そのような対症療法的な面を充実させていくとともに、自己有用感を高める取り組み を進めていきたいなと、私は考えております。

これまで中学生が小学生に学習支援を行ってくれたり、中学生が小学生のところに出向いて 挨拶運動を行ってくれたり、中学生が公園に出向いて清掃活動を行ってくれるということをし てくれております。相手のために、みんなのためにという思いを持って行動することによって、 かかわる力を育んで、自己有用感を高めていく。このことがいじめ防止にもつながるのではな いかなと思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) どうもありがとうございます。

そういうふうな気概で現場の先生方もこのいじめについて取り組んでいただきたいなとお願いしたいと思います。

先ほど件数の中でのいじめの中身いただきました。冷やかしとかからかいとか仲間外れ……、仲間外れはどうなのかな。冷やかしとかからかいとか、言ってみれば意地悪の範疇なのかなと思います。ただ、これが発展していくと意地悪が無視につながり、いじめにつながっていくと、発展していくというか、そういうふうに思うわけでございますので、この初期の段階での指導というものを子どもたちへの指導というものがとても大事になってくるわけでありますので、よろしくその辺のところ、現場の先生方のご配慮というものをお願いしたいと思います。

さて、2番目の児童生徒の屋外から屋内への避難ということでございました。この一般質問を出した時点においては、北朝鮮から北海道、東北地区の上空を飛んで襟裳岬1,800キロ沖合に落下したというニュースはこの後だったものですから、それを改めて思うのでありますが、それを受けてといいましょうか、6月のときの答弁で周知するというふうなことで、小中学校全て訓練したということでございました。その結果、どうだったのか。その辺教えていただければと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) やはり学校ごとにいろいろな訓練ということで、校庭から屋内へということで避難訓練を実施しております。

結果ということですが、今までであれば、校舎から校庭へという流れだったんですが、また そこから屋内へと。ただ、屋内へ避難するだけではなく、窓際から離れる。または、自分の頭 を守る。そのようなことも含めて訓練を行ったということで、学校から連絡を受けております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) ありがとうございます。

そういうふうなことで、壁に、コンクリート壁の、そういう暴風、爆風というんですか、そういうものに遭ったときにはそういう場所に逃げなさい。窓際から遠く離れたところに行きなさい。ガラスの破片が飛んでも被害に遭わないようにというような意味合いで、そういうふうに避難訓練をされたと思います。

それで、この間の北朝鮮のミサイル、空中で3つに分離したという報道がありました。途中から何か、あれは落下時において3つに分離したのか、その辺のところは定かではないところもあるんですけれども、また、レーダーにはそのほかのものが写っている可能性もあるということで、定かではないというふうなところではあるんですが、3つに分離した1段目、2段目の落下しているのがこの日本の国土内というふうになると、やはり被害が出る可能性が大きいというふうに思われたわけであります。

それで、この避難訓練を速やかにというふうな思いで問題を質問させていただいたわけでございますけれども、この町民に対しての避難訓練、防災訓練というものは、どのように考えられておりましょうか。その辺のところをお伺いしたいと思います。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監 (大川原真一君) 町民に対しての避難訓練なんですけれども、今のところは予定 しておりませんので、実は、情報伝達が一番大事であると思います。今回の事態もありますの

で、その辺踏まえまして、あと実際、県のほうでは実際避難訓練を実施しますかという意向調査がことしの5月ごろにあったんですけれども、県内では7つの市町が意向あると。そのうち、ただし、宮城県が一斉にやる場合という条件つきでのことでした。

なので、柴田町ももしやるとすれば、県がやるのに合わせて、情報伝達訓練をメーンにやり たいなと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) ありがとうございます。

ただ、そういうふうな……、北朝鮮の状況がまたそろそろ発射するぞというふうな姿も報道で見受けられます。速やかに県でやるならばということではなく、柴田町単独で、町民を守っていただきたい。町民の被害を最小限に抑えていただきたい。そして、このミサイルというものに対しての認識を共有させてもらいたい。そういう思いで、町民を対象とした避難訓練というものを考えられたらいかがでございましょうか。提案いたします。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。危機管理監。
- ○危機管理監(大川原真一君) どういった訓練になるかもちょっとあれなんですけれども、まずやはり県のほうでどういったものでやるか、その辺を考えながら、意見を聞きながら検討していきます。

ただし、町単独となると、やはりやりますよという情報がほかの町にもエリアメール等で伝わってしまうんですね。ですから、できれば県下一斉でやるのが一番ベストなのかなと私は考えております。以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) ありがとうございます。

できたら、町民を対象としたものをやってもらうようにお願い申し上げます。再度お願い申し上げます。

さて、3番目でございます。29A区内雨水の被害をなくすべく道路の整備をということでございました。現地確認していただいたものと思いますけれども、見てのとおり、あの道路も地盤沈下に伴って沈下しているというふうな状況のところ、そして、その縁石も壊れかかっているということ、そこに雨水がたまってしまうというふうな形で、どうしても水がたまってしまうと自転車通行ができない。そこは、いわゆる小学校、中学校の通学路にもなっているわけでございますから、何とかこの道路を改善してもらいたいと思っているわけであります。

いかがでございましょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) ご質問いただいて、以前から低地部というか、若干下がりぎみだということは承知しておりました。

改めて、雨水を排除するために町長答弁でもお答えしたとおり、平成24年に6号公園の中に その低地部の水を吐くために側溝整備をして、できるだけたまらないような仕組み、それから、 6号公園の前の通りから上町に行く方向に対しては、下水道のほうで鋳鉄ぶたを格子状のマン ホールぶたに変えて、水ができるだけ早く飲み込むような仕掛けをしたりという対策を施して まいりました。

さらに、測量をさせていただいたんですが、ちょうど下がり始めから45メートルほどの区間において一部区間が下がったということでございますけれども、約70センチほど、45メートルにおいて70センチというのは、相当下がっているなという認識はこちらもございます。

その低地部を直す際に、町長答弁では道路のかさ上げできるか、改めて調査するということでございますけれども、町道西船迫80号線から上町方向に向かって、両サイドに家もございます。実は、その地盤高に合わせて、歩道高さに合わせて車の乗り入れなんかも今現在してあるわけです。そこを一概に全部平らな状況、70センチ上げられるのかということも含めて、改めて調査させていただきたいと思っていました。以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

まず、通学時において、そういうのが子どもたちの邪魔になるというか、事故に、自転車なんかでのことで、そういう側溝が見つからなくてぶつかって転倒してしまったなんていうふうな事故が起きないように、早いうちによろしくお願いしたいと思います。

それから、船迫1号線の部分でございますが、あの道路、先ほど町長より答弁いただきましたけれども、片側には排水口があります。そのようになっておりますが、先ほど昨日ですか、広沢議員の中で、あそこは船岡西二丁目のところの雨水の件の関係、勾配をつけたというふうな話でした。それで、雨水がそういうふうに、そっちの側溝のほうに流れるような傾斜をつけてやりましたという答弁いただいたはずでございます。

その側溝をそういうふうな形にして、道路に斜面をつけて、側溝のほうに雨水が流れ込むような方法というのは、そこにはできないんでしょうか。どうでございましょうか。

というのは、あの道路、ちょうど中間部に民間なんですけれども、山ありまして、その山の 上に個人住宅があるわけなんですよ。そこに降った雨水がその道路に入ってくるものですから、 あの地域もその地区の人たちは、どうしても雨水がその斜面を流れ出て、固まって近隣の住宅 地のほうに入り込んでしまってというようなことで、住民のほうからそれを何とかしてくれと いうような意向だったのであります。

そういうことでございますので、よろしく。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) まさにその山とは、御殿山のことかなというふうに承知しているんでございますけれども、雨降った際、実はけさもですね、どの程度のものなんだろうということで、現地を朝早くにちょっと確認してまいったんですが、正直言いますと、どこのお宅に水が入るんだろうなという、正直印象がございました。

割と道路から宅地については、10センチ程度高いお宅ですとか、割と高目のお宅が多くて、 今側溝を整備する必要があるんだろうかというのが率直な感想でございますけれども、しかし ながら、片側にしか側溝が入っていないと。それで、御殿山のほうから水が来ますと。実は、 この路線については、路面正常調査という調査をしていまして、道路の状況はどんなものだと いうデータに基づいたものをやっているんですが、そこでも実は国の基準より傷んでいる率が 高いので、実は補助事業でもって舗装なんかも取り組めますという位置づけになっています。

その際にでも、例えば側溝が入っている側に片勾配で流し込めるような勾配がとれるような 舗装ですかね。していければ、なお解消するんだろうなというふうに、正直思っていますので、 その際にでも対応できればというふうに考えています。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) ありがとうございます。

きょうの朝方の雨の量の関係ですと、おっしゃるとおりのような感じだろうと思いますが、 台風のときのあの暴風雨のときの雨の状況を想定していると、おっしゃるようなことではない だろうと思います。

あそこの住民の1人は、自前で側溝をつくり、県道側、用水堀側に流れ出すような側溝を自 前でつくっているのも事実なんでありました。

そういうふうなことで、先ほどの国からの補助としてやっていければという話でございますが、大体いつごろをめどになりましょうか。わかれば、教えてください。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 舗装の要望というのは、大変多うございまして、これは何度も 皆様にお答えしているんでございますが、地域で悪いところがあれば、まとめて実はうちのほ

うでも出したいというところがあります。町道管理しているのが340キロ、大体柴田町から東京日本橋まで行ける区間を管理しておりまして、ことしも当初予算等で計上させていただいていますが、なかなか交付金のつきが悪くて、全部が全部最初に調査したところもできているのかというと、年間さほどできているような状況じゃないので、はっきりとは申し上げられないというのが率直なところでございます。

ただ、当然そういった地域、悪い状況というのは、こちらでも確認できていますので、順番づけというのはなかなか難しいところがございますけれども、できるだけ早い段階でできればいいかなというふうに思っているところでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) ありがとうございます。

それでは、西船迫6号公園の中のトイレ設置の件についてでございましたが、先ほどの町長からの答弁で、何か小中高生の犯罪というか、防犯につながるようにというふうなことで、マイナスの負の面もあるということでございましたが、やはり、あそこが、6号公園だけじゃなく、公園というのは老若男女全ての人が使える、町民全ての人が使える場所でございますので、できればトイレを設置してもらいたい。トイレを設置することにより、先ほど申しておりましたように、公園清掃に助力していただいている区の方々のその場所を離れることなく、継続して清掃活動ができるという側面もあります。

当然、区のほうでそれを管理をしなきゃならない、管理して、そういうふうな中学生、高校 生が陰に隠れてというようなところも区のほうも設置されたらこうなるということも十分考え ているところでございます。

そういうふうなことのないように、環境部として公園にトイレを設置されたならば、環境部のほうで責任を持って、そういうふうに管理していくという言葉を言質をもらっているわけでございますので、そういう言葉があればこそ、今ここで6号公園にトイレをつくっていただきたいという要望するわけであります。

やはり、この6号公園にトイレ設置というのは、難しゅうございましょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 町長答弁で申し上げたとおり、今までないところにトイレを設置するというのは、公園の利用状況あるいは環境がまるで別なものになってしまいます。先ほど防犯上から当然死角になっている部分、防犯上心配だという声もほかの地区からも上がっていて、例を挙げると、例えば新しくつくった船岡新栄4号、5号、6号公園でもワークショッ

プ等何回もしました。それで、トイレはどうなんでしょうかという議論も何回もしたんですが、 最終的には要らないということで、トイレが設置されてございません。新しくつくった公園で もですね。

それは、防犯上の心配があること、子どもさんなんか、あるいは小中学生の喫煙というのは、 慢性的にほかの公園で起きています。吸殻がトイレの周りにいっぱいあったり、あるいはトイ レなんかは石で割られたり、燃やされたりとか、そういう事態になるんですね。よほど町内会 といいますか、行政区あるいは公園愛護協力会、利用者でもってよほどの総意がなければ、今 は難しいんだろうなというふうに思います。

あれば便利というのは、非常に理解できます。理解できますけれども、そういった状況もあるので、これは慎重にいかなければならないというふうに思っています。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) どうもありがとうございます。

なかなか難しいようでございますが、この6号公園の部分に関してですけれども、あの6号公園は、周りが横穴古墳群になっております。そのために、いろいろ史跡を守るためにいろいろな手を入れたりしておるわけでございまして、それから、花を桜が13本と言いましたか。あと、そのほか、アジサイとか、あとは白とかピンクの立木は何ていう花なんですかね、あれ。ちょっとわからないんですが、そういうのが公園の周りに植栽されております。

そのときに、植栽するときに、そういう場所をつくるために、木を伐採したり、搬出したりということで、山道みたいなものもつくってあるんですけれども、つくられたんですけれども、そのところの一部が雨で陥没しているんですね。陥没しておりますので、町のほうで、これも環境部の人の話なんですけれども、陥没して穴になっているところに補設するときの土砂を運んでいただけるならば、環境部のほうでそれは埋めますよというふうな要望、たしか町のほうにも出ているような気はするんですけれども、それをやってもらえるかどうか、最後にお聞きしまして、質問を終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。
- ○町長(滝口 茂君) 執行部側は、公園の設置管理、実は一番公園の場合、頭を悩ませている 状況でございます。今都市建設課長から船岡新栄 4 号、5 号、6 号公園の設置状況についてお 話をさせていただきました。

実は、新栄のほうでは、最初は公園ができることに対して積極的だったんですが、状況が変わりますと、最近では大変だと。管理が大変だというふうな声も実は聞かれております。

そういった意味で、管理を徹底していただけるという条件でないと、なかなか設置が難しいと。ただ、きのうの葛岡山公園、今回の西船迫6号公園は、自分たちで役場のほうも悪かったんですが、そのままにしておいた公園を古墳を生かそうということで、しっかりと環境部というのをつくって管理をしていただいたり、町から苗木をもらって植栽して、大分成長したようですけれども、つくっていただいたということで、安心してお任せできる地区ではないかなというふうに思っております。

ですが、一部に、議員には申しわけないんですが、積極的でない方々の声も耳に入ってきて おるところでございますので、私としては、もう一度、区、環境部で話し合っていただいて、 区の総意ということであれば、前向きに考えたいというふうに思いますし、その際には、やは り区と協定書、書類で管理をきちんとしないといけないと。そういうことを飲んでいただける のであれば、後は財政の優先順位の問題ということになります。

今公園が要求されているのは、実は葛岡と、議員のほうからはこの6号公園。私ども、一般の方々から言われているのは、千桜公園の公園、千桜公園つくりましたね。そこにもトイレということがございますので、協定書ができるという、2つの公園について協定書ができるという前提で、あとは予算の問題、大もとの政策順位の問題もありますので、最終的にはつくる方向で考えていきたいというふうに思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○3番(安藤義憲君) その協定書について、後ほど詳しく教えていただきたいと思います。 以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。
- ○議長(髙橋たい子君) これにて、3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。 次に、14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

O14番(有賀光子君) 14番有賀光子です。大綱2問、質問いたします。

1問目、食品ロス削減へ。

農林水産省によると、国内の食品ロスの量は年間約632万トンで、世界全体の食料援助費の約2倍に相当し、国民1人当たりで毎日、茶碗1杯のご飯を捨てている計算です。

こうした中、福井県が2006年度から全国に先駆けて、食べきり運動を展開しています。飲食店に対し、小盛りメニューの導入、食中毒のおそれがない料理の持ち帰り、客への呼びかけて食べ残しを減らすことなどを提案し、協力を呼びかけてきました。

また、食品ロス削減への機運が高まってきた昨年10月には、環境省などが旗振り役となり、

兵庫県加古川市を含む全国245自治体が参加する形で、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」を設立しました。同協議会は、各自治体が進める施策のノウハウを共有していく 一方、全国チェーンの飲食店などに運動参加を共同し、促しています。

加古川市では、昨年末の宴会シーズンに合わせて、協力店を募り、食べきり運動をスタート し、各飲食店は、環境省が推奨する宴会開始後30分と終了前の10分は、料理を楽しむことに集 中する「30・10運動」を来店客にお願いしたり、小売店については、単身高齢者向けに小分け での販売などを実施しています。ことし4月からは、全店舗に協力を促すほか、生ごみ量の削 減効果についても検証していく方針で、加古川市のホームページによると、93店舗が協力店と し、登録しています。

柴田町でも「食品ロス」を削減するための取り組みを始めてはどうか伺います。

2問目、発達障害の早期発見を。

発達障害は、国において総力を挙げて早期診断、早期治療を進めています。

厚生労働研究開発機構の医療機器システム開発事業において、連合小児開発学研究科が採択され、社会性発達評価装置が共同開発されました。この装置は、テレビ画面にはめ込まれている評価用画像を子どもに見せ、その視線の方向により、測定評価できる特徴があるとのことです。千葉県浦安市では、この装置を補助事業で導入し、1歳6カ月健診で希望者に対し実施しています。

大阪大学大学院の片山教授は、子どもたちの発達を正しく評価することが難しい中、客観的 に子どもの症状を知るための共通の物差しとして推進することができると講演しています。

柴田町の子どもたちの未来のため、発達障害の早期療育につながる取り組みをしてはどうか 伺います。

以上です。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まず1点目、食品ロス削減でございます。平成28年10月10日に「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する自治体によって、広く全国での食べきり運動等とあわせて3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)運動を推進し、食品ロスを削減することを目的として「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」が設立されました。会員は、平成29年5月11日現在で全国47都道府県247市区町村が参加しており、

福井県循環社会推進課が事務局となっております。県内では、県循環型社会推進課と2市1町が参加しております。

柴田町の食品ロス削減の取り組みとしては、出前講座における食材を多量に使うことにより、 賞味期限切れの発生を招き、排出量の増加につながるため、適量を購入するよう説明しており ます。また、環境フェアでは柴田町食生活改善推進協議会の協力を得て、残渣が出ない調理方 法等を紹介しています。

このことにより、燃やせるごみの総排出量は、平成28年度が約9,883トンとなり、平成27年度の約1万85トンと比較すると、約202トン減量されているところでございます。

このように、食品ロスの削減は、ごみの減量化につながり、一般廃棄物の処理経費の削減に 大きな効果が期待されますので、「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」へ参加し、 先進自治体の活動や成果を参考に、さらなる食品ロス削減の推進に取り組んでまいります。

大綱2点目、議員からご紹介がありました、テレビ画面を利用した社会性発達評価装置による検査は、大阪大学等の5大学による連合小児発達学研究科が、発達障害の超早期療育のために開発し、平成29年1月に千葉県浦安市が1歳6カ月児健康診査に導入しました。

検査の方法は、子どもがテレビ画面の前に座り、テレビに映し出される映像を3分間程度見ます。カメラで子どもの視線の動きを把握し、子どもが映像のどこを見ていたかを測定し、社会性の発達を確認します。

浦安市に聞いたところ、検査によって保護者が子どもの発達を理解する助けとなり、早期療育のきっかけとなるとの回答でしたが、一方で、健診の待ち時間が長くなることや、1歳6ヵ月という年齢から、検査結果を保護者が受け入れるのに時間がかかることが多く、直ちに療育につながらないことや、説明員などのスタッフの増員が必要となるなどの課題があるということでございました。

町としましては、子どもにかかわる保健師等が、その子どもの得手不得手などの発達の特徴に気づき、保護者の気持ちに寄り添い、その時点で最もよい方法で支援を行うことを頭に描き、 1歳6カ月児健康診査、3歳6カ月児健康診査等で保健指導を行ってまいります。

なお、発達障害は、自閉症を含めたさまざまな発達障害の総称であり、3歳6カ月児健康診 査以降に保育所や幼稚園などの集団生活を経験して発見される場合や、保護者から相談される 場合があります。

子どもにかかわる関係者が発達障害について理解し、感覚を研ぎ澄ませ、早期発見・早期療育につながるよう取り組んでまいりますとともに、先進地の取り組みである超早期療育モデル

事業などの結果を注視しながら、関係機関と連携して子どもの発達を支援してまいります。 以上でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) 今町長の答弁から、柴田町でも平成27年、28年として減量されているというお話を聞きました。

そこで、有料になってからはどのぐらい少なくなっているんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(安彦秀昭君) 食品ロスと断定はできないんですけれども、燃やせるごみに関しましては、平成24年度は1万569トン、28年度は、先ほども言いましたけれども、9,883トンですので、686トンの減量化が図られているというふうな結果が出ております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○14番(有賀光子君) 今回この食品ロス削減ということで、国のほうではこれからこちらのほうに力を入れるということで、日本の廃棄物では年間1,700トンに上り、その約4割に当たる642万トンが食品ロスだと言われております。それを減らすためには、国民皆さん一人一人のこれからの意識向上、また、幅広くそれに取り組んでいく必要があるということで、今のところまだ余りそれに力を入れていないということで、そして、その4割、半分が家庭のごみが家庭のほうから出る生ごみとか、そういうものもかなり多いということが言われております。

そして、そういうごみの国のほうではそれを今度目標検討に当たっていくというお話がありました。

それで、柴田町としてもそれをいつまで、どれだけ食品ロスを減らしていくというのを数字 で示すということはこれからやっていくんでしょうか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(安彦秀昭君) 先ほど答弁でも申し上げましたとおり、全国的な協議会が発足しましたのが去年の10月でありまして、柴田町でも食品ロスに限っては、活動はそんなにもまだやっているわけではございません。

それで、先進自治体といいますか、ネットワーク協議会のほうに今参加していませんけれど も、参加をして、いろいろな先進地の情報を得ながら目標を設定して、推進を図りたいと考え ております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) 現在取り組んでいる地方の自治体として、この食品ロスの削減目標とし

て京都のほうで取り組んでいるということで、ここはもう2020年までに食品ロスの発生をピーク時から半減させるというふうに言われております。

そして、その中でも家庭で食材を無駄にしないための啓発活動などもどんどん打ち出しているというお話がありました。

そして、その中で、例えば家庭で出た食品ロスが4人家族だと年間6万5,000円の負担になるという市独自の試算も示しています。そして、損をしたくないという気持ちが市民のほうにも芽生えて、今削減に挑戦する人がどんどんこれからもふえていくだろうというお話になっておりますが、今後、じゃあそれに入って、それから柴田町でも今後取り組んでいくというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(安彦秀昭君) 全国247の市町村が参加しておりまして、宮城県でも2市1町、登米市、東松島市、涌谷町が参加しておりますので、そちら、近隣ということで、そちらの状況も聞きまして、参加をし、状況を踏まえながら、どういった取り組み方法がいいのか、今のところ効果は出ているところは余りないかと思いますけれども、そういった効果も踏まえて、検討してまいりたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。
- ○14番(有賀光子君) 現在柴田町では、先ほど町長のほうから削減に向けてお話がありました。 そして、今度本格的に食品ロス削減ということで、まず最初に、誰でもできる優しい取り組 みとして紹介するパンフレットの作成というのはできないでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(安彦秀昭君) パンフレットもですし、あと柴田町のホームページ等、あとその他のいろいろな形で啓発することができると思いますけれども、以前に食品ロスだけではないんですけれども、小学校3、4年生がごみ処理について授業に入っているということで、食品ロスだけじゃなくて、消費にかかわることで4年生を対象にリーフレットを配布しております。

それも含めて、一般家庭の方にごみがどのくらい無駄に出ているんだよというような内容を 知っていただくためにも、そういったパンフレットを含めて啓発していくように検討してまい ります。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) そうすると、現在は食べ残し削減ということで、柴田町の宿泊施設、飲

食店などの事業者への啓発活動というのはやっているんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- **〇**町民環境課長(安彦秀昭君) 現在はまだやっておりません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- **O**14番(有賀光子君) では、今後こちらのほうにも徹底してやっていくようになるというふう に捉えてよろしいんでしょうか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(安彦秀昭君) 加古川市の加盟店協力制度というような制度もありますけれども、飲食店によっては、盛りを小さくするとか、あと持ち帰りをしてもらうとか、いろいろなことがありますけれども、その店によっては可能な店もありますし、なかなか難しい、あと小売店に関しては、ハーフサイズをつくったり、いろいろなサイズをつくることにより経費がかかるというような店もあるかと思いますので、商工会等と協力しながら、そちらのほう可能かどうかということを検討してまいりたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) では、まず、子どもたちからの一つ一つ教育をしていくということが大事だと思いますので、まず、この食品ロス削減について、教育施設における食品ロス削減のための啓発についてお聞きします。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(安彦秀昭君) 先ほども申しましたけれども、消費生活の関係でだったんですけれども、小学4年生を対象にリーフレットを配布しまして、その小学生だけじゃなくて、親御さんのほうにも、父兄の方にも文書を出しまして、こういった内容で消費生活のことについて理解してもらう。家庭で話題にしてもらうということで、冊子を配布したわけなんですけれども、それに加えて、一般の方々を対象に槻木事務所、あと各生涯学習センターのほうにもリーフレットを置いて、その啓発に努めております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) 現在学校給食、小学校、中学校の給食の残りというのはどのぐらいある んでしょうか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。教育総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 学校給食の残滓ということで、学校給食センターのほうでは年2 回ほど学校給食が残ってきたものに関して、年2回なんですが、1週間調査をしております。

全体で年間幾ら出ているかということでは、ちょっとその辺の数字は把握しておりません。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) ちょうどこの質問をするたびに、ちょうど学校の先生のほうからこの給食のほうも残りがかなりあるというお話もお聞きしましたので、こちらのほうもやはり小さいときからしっかり食品の無駄というか、そういうのにもお話をしっかりしていってもらいたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
- ○議長(髙橋たい子君) 要望でよろしいんですか。答弁を求めますか。答弁を求めます。教育 総務課長。
- ○教育総務課長(森 浩君) 学校給食センターのほうもやはり食べ残しが残らないよう、食べ残しがないようにということで、いろいろとメニュー等を工夫したりしておるんですが、やはりメニューによって、野菜関係ですかね、やはり子どもが嫌いな野菜を使った際の残ってくるのが多いということで、その辺もなるべく目立たないような形で、残さないような形で、その野菜を使ってメニューを今考えて実施している状況ではあります。

食べ残しということではないんですが、食育ということで、やはり学校の中でも学習田を使って自分たちでお米をつくって、自分たちでそれを料理して食べると。そういう場合は、全く残らないというようなことで、ですから、食べ物を自分たちでつくって、そういうつくっているところとか、そういうことを意識していただきながら、残さない。

なおかつ、あと学校のほうでは自分たちが出したごみがどういう処理をされるのかということで、ごみ処理センターとか、あと最終処分場等の、そういうところの見学もしております。

ですので、子どもたちがやはり自分たちが残したものがどう処理され、最終的にどういう形になるということも学校のほうでは子どもたちと一緒に考えていくという形で、教育が行われているかと思いますので、今後ともその辺を進めていきたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) わかりました。

では次に、発達障害についてお聞きいたします。

この発達障害者支援法が2017年にこの支援法が成立してからこの発達障害をめぐる環境が大きく変わってきています。また、平成28年には改正発達障害者支援法が成立し、今回の法改正で日常生活を送る上で妨げとなる社会的障壁が定義され、乳幼児から高齢者までのこの切れ目のない支援の実現などが明記されました。

さらに、今年度、平成29年1月には総務省から発達障害者支援に関する行政評価、監視の結

果に基づく勧告も出されました。その調査結果の中で乳幼児健診、また発達障害を見逃しているおそれがあるとされ、それが支援のおくれとなっているということで、二次障害が発生する場合もあるという報告もされておりますので、柴田町ではこの発達障害を見逃しているおそれというのはないのでしょうか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 改正発達障害者支援法成立のときに、その文面のほうから早期 発見の役割は町だということが明記され、新たに条文に追加されております。

町のほうでは、1歳6カ月児健診、3歳6カ月児健診ということで、行動面等の発達のぐあいを経過観察を確認をしております。

その中では、1歳6カ月児健診ですと、今手元にあるのが平成28年度の資料なんですけれど も、健診を受けた284人中13人がいわゆる行動面での経過観察をしているお子さんです。

3歳6カ月児健診では297名健診を受けた中での4人というふうなことで、パーセントにすれば1%から4%の間で経過観察をされている子どもがおります。

この割合を考えますと、見逃しているおそれはないと思っております。

ただ、町長が答弁したことの繰り返しになりますが、3歳6カ月児健診以降に集団生活、保育所、幼稚園に入って初めてほかのお子さんと触れ合ってというふうな場合もあって発見される場合もありますので、子どもの年齢とか、発達の経過を見ながら、見逃しがないようにというふうに努めていきたいと思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○14番(有賀光子君) まず、今町のほうでは見逃ししないと思っていますという説明でしたが、 この小学生の学年になると、大体約6%の発達障害の子どもがいると言われております。

柴田町でも就学前の子どもは何人ぐらいが経過観察されているのか。

また、その子どもさんは発達障害の診断がついているのでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- 〇健康推進課長(佐藤浩美君) 発達障害、疑いも含めてなんですけれども、現在就学前、学校 に上がっていない前の子どもさんなんですが、8月末現在では2歳児から6歳児まで含めて29 名かかわっております。経過観察を行っております。

そのうち、診断名がついている方が6名おります。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) この国のほうの総務省の勧告では、市町村から保育所や学校への情報の

引き継ぎが不十分という報告もあります。

柴田町でも乳幼児健診などで発見された発達障害のお子さんは、保健師が経過を見ていくと 思いますが、その子どもが幼稚園や保育所、小学校に上がる際にどのように引き継ぎを行って いるのか紹介をお願いいたします。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 保健師が経過観察したお子さんが保育所や幼稚園に入ったとき の引き継ぎというふうなことになるかと思うんですが、まず、引き継ぐ前に、県の児童相談所 や発達障害者支援センター等での発達相談を受けて、このお子さんには集団に入るときに何か 支援が必要だというふうなお子さんがいらした場合に、そのお子さん一人ずつに対して、その 親御さんが希望する集団のところ、保育所であったり幼稚園であったり、さまざまなんですけ れども、どんな集団がいいかをまず検討いたします。

検討した後で、その集団生活の場を見学等を経て、保育士からお話を聞いたり、親御さんの 希望も含めて引き継ぎといいますか、このお子さんの特性はこれこれなので、こういった配慮 がここの集団では可能でしょうかというふうなこともお話を保健師のほうがつなぎ手の役割と して行っております。

それは、保育所、幼稚園だけでなく、そのお子さんたちが学校に上がる際にも保育士含めて、 保健師も学校に上がるまでの支援ということも一緒に連絡会等も含めて行っております。

保健師保育士会の連絡会やあとは幼小連絡会、あとは学校に上がってからですと特別支援連絡協議会等、さまざまな場面でつなぎということでは努力をしております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) この乳幼児健診においても発達判断の医師や保健師が行っておりますが、 問診や行動観察などが見極めることが大変であろうと思われます。発達装置、先ほど町長のほ うからもありましたけれども、先ほどの機械の社会性発達評価装置、これは客観的に子どもの 症状を知ることができるため、発達障害児のスクリーニングとして推奨されると思いますが、 この千葉県浦安市のほうの社会性発達装置の実施の状況を詳しく教えてください。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- O健康推進課長(佐藤浩美君) 社会性発達評価装置、ゲイズファインダーという言葉で多分売 られているもの、開発されたものになるんですが、こちらのほうはまだ本当に早期療育プログ ラムというふうなことで、研究段階の装置になります。

パソコンというか、テレビの19型か20型ぐらいの大きさのもので、親御さんのところに膝に

座らせて、子どもの視線をポインティングといいますか、画面でお母さんの顔があったら、顔のお母さんの表情のどこを見ていくかとか、あと、幾何学模様が出たときにどういうところに視線が移るかというものなんですが、まだこれはいわゆる自閉症スペクトラムで言うアイコンタクト、視線が合いにくいというものを見つけるものなので、必ずこのゲイズファインダーで客観的に全てがわかるというものではないというふうなものです。

浦安市のほうに電話をかけさせていただきまして、実施に至った経過等を余り詳しくではないんですが、確認をいたしました。浦安市のほうでは、平成27年11月のこの講演会、議員おっしゃっていた片山教授の講演会を聞いたことをきっかけに事業についての検討を始めたそうです。

それと一緒に、研修会、準備も含めて、ことしの1月から1歳6カ月児健診に導入をしたというふうなことです。

基本的には1歳6カ月児健診の全員を対象としているんですが、どうしても時間がかかったり、いろいろなことで希望しないという方もいらっしゃるそうです。

ただ、初め私もテレビ画面を見るだけなのかなというふうに思ったんですが、導入に当たっては、オペレーター研修といいまして、その検査をする保健師が研修を受けなければ、それができないというふうなことでした。

それと、そこで何か行動面とかで気になることがあったときは、次の療育というふうなことも含めて、こども発達センター療育事業者に対しても浦安市のほうでは研修を行ったそうです。 そのときは、療育を行う部屋の工事というふうなことも含めて、平成27年から28年度まで一貫してこういった方針でというのを決めて整備を行ったというふうに伺っておりました。

平成29年1月からで、この検査を導入したことで、経過観察のお子さんはふえましたかということで、保健師さんのほうに確認したんですが、測定結果は保健師の見立ての参考として使用しているというふうなことでした。

今までは小児科医や保健師のほうが何となく気になるとか、お母さんがそういうふうに思っていなくても気になるというものがあったんですけれども、それをこちらの見立てを客観的に評価してもらえるツールというような表現でございました。

ただ、1歳6カ月児健診ではまだ本当に歩いて言葉をちょっとしゃべっているというふうな お子さんの年齢なので、経過観察の数には変わりがないというふうに、今の時点では聞いてお ります。

○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

O14番(有賀光子君) 先月、8月にちょうど仙台市のほうにこの片山先生の講演がありました。 そのときに聞きに行きましたら、実際のそのテレビのほうも持ってきてこういう説明したのを 見させていただきました。

やはり、自分が見る目が点々と映って、そしてそれでこの子は発達障害とか何かという状態がわかるというのは、一人の人がちょうどモデルになってやっているのを見たときにはすごくすばらしいなというふうに痛感いたしました。

また、浦安市以外でこの健診に導入している自治体はあるんでしょうか。わかれば教えてください。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) こちらの研究事業、大阪大学等への協力の自治体の数なんですけれども、千葉県浦安市、あとは兵庫県が西宮市、あと大阪府内には池田市初め7カ所、7市町村が協力しているので、全国で9カ所の市町村が協力しているというふうなことでした。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) 宮城県のほうはまだ始まったばかりということで、8月は仙台市のほうで講演やって、その後石巻市のほうでも8月後半、8月18日石巻市でもやって、こちらのほうも、どんどん東北のほうも片山教授が広げていきたいというお話がありましたので、できれば、そういう研修とかがあれば、ぜひ参加していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 研修があった際には、出席したいというふうに考えております。 あと、ちょっと宮城県のほうの動きを確認しましたら、この法律改正に伴って宮城県の発達 障害者支援体制整備検討会というのを平成27年度に設置して、昨年度松島町をモデルに検討し ているそうです。

ただ、このゲイズファインダーを導入という意味ではなく、1歳6カ月児健診のときにアセスメントツールというふうなことで、お母さんが指さしたほうを見ますかとか、欲しいものがあったときお母さんにどういうふうに教えてくれますかとか、そういう質問指標があるんですけれども、Mチャットと呼ばれているものなんですが、そちらの導入の検討、有効性の検証というふうなことも含めて、県全体でも、松島町をモデルに県のほうでも今検討をしているというふうなことを聞いております。

今年度中にそのモデル事業の報告会があるので、それで多分宮城県の中で発達障害の早期発 見等についての少し何か動きが出てくるのかなというふうに思っております。 それ以外でも随時県主催の研修会には保健師等の出席は必ずするように努力してまいります。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) この社会性発達装置、これ以外に健診に導入できる方法というのはある んでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) このゲイズファインダーに関しましては、今のところすぐ導入 というのは考えてはおりません。

機械の1台あったから検査ができるというものではないので、浦安市規模で3台一遍に健診で使わないと時間が回らないというふうなお話も伺っておりますのと、あと、保健師が全員一 遍に研修に行けるわけでもないので、やはり何年間かかかるかなというふうに思いました。

あとは、すぐ取り入れられるのは、質問指標というふうなことなので、こちらのほうもちょっとどういったものがいいのか、町のほうでも検討していきたいと思いますし、県のほうからも情報を得ていきたいというふうに考えております。

〇議長(髙橋たい子君) 再質問どうぞ。

いうのを始めました。

O14番(有賀光子君) 滋賀県の栗東市のほうにも発達支援について視察に行ってきました。 ここは、市で今回この発達支援課というのがあって、そこでいろいろなことをやっているん ですけれども、最近そして国のほうも早急に始めたということで、ここは相談支援ファイルと

その相談支援ファイルというのは、子どもがゼロ歳からずっと一人一人の状況の使い方とか、いろいろ健康や暮らし、あと特性度を記録しておき、本人のことをよく知ってもらうために活用するということで、このファイルは保護者の方も一緒に書いて、それでやっているそうです。そして、そのファイルのメリットとしては、いろいろな支援機関に相談に行くときに記録をもとに話せるので、説明がしやすい。また、同じことを繰り返し話すことが少なくなったという感想もあるそうです。

また、さまざまな情報や記録を整理して記入できるので、成長の経過がわかりやすい。相談 相手にもわかってもらいたい。また、情報を貯蓄することで、あのときどうだったろうという ふうに悩まずに済みますという意見もありました。

そういうふうにして、個人情報のほうもあるんですけれども、ただ、この全員ではなくて、 やってもいいという方を市のほうで、この栗東市のほうでしているんですけれども、そういう のはいかがでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 多分町のほうで余りPRあれだったかと思うんですけれども、 サポートファイル「すこやかファイル」という名前で平成28年度から子ども家庭課とあと福祉 課と健康推進課で共同でファイルをつくりまして、保護者が記入するもののファイルを用意し ております。

全員にお配りしているものではなく、希望される方にはそういったいろいろな支援のことを 記入して、ずっと集団に上がるとき、学校に上がるときも使えるようにというふうなことで、 昨年度から始めております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) じゃ、柴田町は、平成29年度から始まったということで、そして、やは り希望者の方だけですか。それとも対象になる方みんなのファイルですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。健康推進課長。
- ○健康推進課長(佐藤浩美君) 現在のところは、希望する方だけにお渡ししております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○14番(有賀光子君) 希望者は何名、現在いらっしゃるんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 今のところ希望者100名ほどに配布しているところでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O14番(有賀光子君) それは、何歳って決まっているんでしょうか。何歳までとか、ゼロ歳から。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 特に年齢の制限のほうはしておりません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- **O**14番(有賀光子君) 年齢の制限をしていないということは、希望者ってどういう方に、何歳までの方に、送っているんですか。それともどういうふうにしてPRしているんですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 基本的には保護者の方が自分のお子様に対してそういった経過を記録するということになりますので、基本的には18歳というふうな形になっております。

大体学校就学というふうな形で配布が行われるという形になっております。

○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○14番(有賀光子君) そういう一つ一つの地道な、ゼロ歳から18歳までやっているということで、ここもやっぱりゼロ歳から8歳で、まず最初はゼロ歳から5歳はキッズブックとして、そしてあとその上ジュニアブック、シニアブックとしてやっています。

でも、かなり人数も多く見させていただきましたけれども、かなり人数も枚数も何千枚という、何千人というのが入っていましたので、ぜひそれこれから継続して、子育てのほうに協力 していただければと思います。

また、先ほどの機械のテレビ、顔テレビのほうもできれば宮城県でもモデル事業が始まるということですので、ぜひ町としても率先して、先にスタートしていただきたいと思いますので、要望して終わります。以上です。

〇議長(髙橋たい子君) これにて、14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午後 0時01分 休 憩

午後 1時00分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、5番桜場政行君、質問席において質問してください。

[5番 桜場政行君 登壇]

○5番(桜場政行君) 5番桜場政行です。大綱1問を質問いたします。

今後の介護保険制度と地域包括ケアシステム構築の加速化を。

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が5月26日の 参議院本会議で可決、成立しました。改正のポイントは2点、「地域包括ケアシステムの深化 と推進」と、「介護保険制度の持続可能性の確保」です。

改正法の趣旨は、地域包括ケアシステムを強化するため、市町村介護保険事業計画の記載事項への被保険者の地域における自立した日常生活の支援等に関する施策等の追加、当該施設の実施に関する都道府県及び国による支援の強化、長期療養が必要な要介護者に対して医療及び介護を一体的に提供する介護医療院の創設、一定以上の所得を有する要介護被保険者等の保険給付に係る利用者負担の見直し並びに被用者保険等保険者に係る介護給付費・地域支援事業支援納付金の額の算定に係る総報酬割の導入等の措置を講ずることとなっています。

今回の制度の見直しには、高額介護サービス費の負担上限額の引き上げや現役並み所得者の 利用料3割化などの新たな負担増や、長期療養を担う療養病床の削減・廃止、生活援助(訪問 介護)のヘルパーの配置基準の緩和・介護報酬の引き下げなどが盛り込まれています。

また、社会保障審議会・介護保険部会の資料には、市町村の介護保険事業計画の基本指針として、「①2025年のサービス水準等の推計、②在宅サービス・施設サービスの方向性の提示、③生活支援サービスの整備、④医療・介護連携・認知症施策の推進、⑤住まい」と記載されています。

市町村の介護保険事業計画の中には、地域包括ケアシステムの構築に向けての一連の取り組みや認知症への対策に加え、ニーズを踏まえた各サービスの見込み量や施設の定員総数なども盛り込まれ、地域の実情に応じた体制整備の基盤となります。

今回の改正は、一向に進んでいない地域包括ケアシステムを強制的に進めていくための試金 石で、給付抑制を進める手段とも言われていますが、本町においては、福祉向上を充実させる チャンスと捉えています。

そこで伺います。

- 1) 平成30年4月から、特に所得の高い層について介護保険サービスの利用者負担割合が3割に引き上げられます。本町では3割負担となる対象者は何人の見込みですか。
- 2) 平成30年4月から導入される「介護医療院」の施設が本町に開設される予定はありますか。
- 3) 財政的インセンティブの付与の取り組みを進めなくてはいけませんが、留意すべきことは。
- 4) 地域密着型通所介護が介護保険事業計画で定める見込み量に達しているときなどに、事業所の指定を拒否できる仕組みが導入されますが、町の考えは。
 - 5) 今回の改正を生かし、地域包括ケアシステムの構築を加速化できませんか。以上です。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

O町長(滝口 茂君) 桜場政行議員の地域包括ケア関係で5点ございました。

1点目、介護保険サービス利用者負担割合につきましては、平成27年7月31日までは被保険者全て1割負担でしたが、平成27年8月1日からは現役並みの所得のある被保険者の利用者負担額は2割負担となりました。

さらに、平成30年8月からは、現役並みの所得の方のうち、特に所得の高い層が3割負担となる法改正がなされたところです。

本町では、平成29年7月31日現在、負担割合が2割の方が116人おります。このデータにより試算しますと、負担割合が3割になる方は44人になると見込まれます。

2点目、介護医療院の、新しい言葉ですが、予定はということです。

慢性期の医療、介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ や「みとり・ターミナル」等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた「介護医療院」が新 たに創設されます。介護医療院の運営主体は、地方公共団体、医療法人、社会福祉法人などの 非営利法人となります。

介護医療院は、介護療養病床からの転換が主なものと考えられることから、本町には介護療養病床を持つ病院等がないため、新規の開設については、現在のところないと思われます。

3点目、全市町村が保険者機能を発揮して、自立支援、重度化防止に向けた取り組みとその成果を、適切な指標に照らし合わせた結果、財政的インセンティブが付与されることになります。

全市町村の高齢化率や地域資源の違いも踏まえ、アウトカム指標とプロセス指標を組み合わせて公平的な指標を設定し、予算の範囲内で交付金を交付する予定と認識しております。

しかし、交付金や指標についての具体的な内容が提示されていないため、今後改正内容を見 きわめながら対応してまいりたいと考えております。

4点目、地域密着型介護事業所を除く介護サービス事業所の指定は、県が指定許可をすることになっています。今回の法改正により、居宅サービス事業者の指定に際し、町が意見書の提出ができるようになりましたので、介護保険事業計画期間中の介護給付費の影響などを考慮しながら対応していきたいと考えております。

5点目、地域包括ケアシステムは、医療と介護の連携、生活支援、介護予防の推進、高齢者 の住まいの確保などが包括的かつ一体的に提供されるものとされています。

システムの構築に当たっては、市町村の地域資源の状況によって異なることから、これが完成といったものがないものと思われます。

現在の取り組み状況は、介護予防については進んで取り組んでおります。しかし、医療連携や住まいの確保については、まだまだこれからでございます。また、生活支援については、地域支援の現状把握が始まったばかりですので、今後の生活支援サービスが供給されるまでには時間が必要だと考えております。

今後は、生活支援体制整備と医療と介護連携を優先に取り組みを強化していきたいと考えて おります。

以上でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 桜場政行君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 平成29年7月31日で2割負担者が116名、そして、これから3割負担者が44名になる見込みというふうな話をもらいましたが、今現在、介護サービスの利用者は何人になりますか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 利用者ということで、現在2割負担の想定者が116人のうち、対象者116人のうち、実際にサービスを利用している方が98名おります。平成28年度においては、対象者が97名で、サービス利用者が76名。このことから、3割負担者で、来年からになりますけれども、想定する44名のうち、約33名が介護サービスの利用者になるというふうに見込んでいるところでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) この1)に関しては、2割負担の人のうち、特に収入の高い人が2018年 3月から3割に引き上げられるということですが、単身世帯と夫婦世帯の年収が幾らになると 対象になるんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 今回の3割負担につきまして、単身世帯の場合においては、年収の金額、その他の所得の合計額が340万円以上の方、それから、夫婦世帯に関しては、年金収入とその他の収入の合計が463万円以上の世帯というふうな形になります。
- **〇**議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 自己負担額に上限があると記載していたんですけれども、金額のほう御存じでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 今回3割負担になる前から2割負担の段階において上限額の変更が 本年度の8月から改定されております。

利用者負担の月額の限度額については、現在一般世帯のほうで4万4,400円が限度額となっております。

○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

○5番(桜場政行君) これも負担増になって、一番問題なのは、これは厚生労働省からいただいた数値なんですけれども、自己負担が1割から2割に引き上げられた人の約4割の人がサービスの利用回数が減ったと衆議院厚生労働委員会で答弁していました。

柴田町、2割負担の方が116名ということでしたが、柴田町のこの116名の利用頻度はどのように変わりましたか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 2割負担が発生したのが平成27年からという形で、26年度との利用 者の推移を比べてみたんですが、実際に2割負担者、この時点で69名の該当者、そのうち限度 額利用対象者になった方が18名おります。

そのことから、翌年度の27年度の利用で限度額負担者のほうを見ましたところ、30%という 形で出ておりますので、特に数字上は控えたかどうかがちょっとこの出ているデータではわか らないところがあります。

そのほかに、利用者負担額に達していなくても数字上減っているかというのがちょっと個人 別にはわかりませんので、合計額で算定をしていましたが、その辺でもちょっとわかりづらい ということです。

ただ、事業所やケアマネジャーなどに相談して、サービス利用回数を減らすなど、相談した 方がいるというふうには考えることができるかと思います。

ただ、全てちょっと数字上は出ていないので、控えた割合が何割というふうな形で報告する ことができない状況ではございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) やはり、1割から2割でも多少やっぱり国のほうでは約4割の方が利用 頻度が減ったということで、来年にかけて、やっぱり2割からまた3割にふえた方というのは、 やっぱり多少利用頻度も限度額が決まっているとはいえ、やっぱり多少そういった傾向があら われると思いますので、これからはやっぱりそういった3割に上がったときの利用頻度も調査 をすべきだと思います。

それから、もちろんケアマネジャーなんかにも恐らくいろいろなことを相談なさると思うんですけれども、その辺を2割から3割に上がったときにやっぱり自分の体の状態を見ながら利用頻度を減らすことなく、通常のような形のケアプランをつくってもらって、3割に上がってもそういった利用の仕方を前もってケアマネジャーなんかに一応お話をしていたほうがいいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) もちろん、そのようにこちらのほうも2割の段階でケアマネジャー には指導しております。

切りかえ時期になりまして、初めて全国一律の1割から2割負担になったときにおいて、ケアプランを作成した時点でケアマネジャーが利用者本人または家族の方に負担額が上がりますということで、その旨は十分ご連絡してくださいと。その上で、そのサービスでいいかどうかの判断をしていただくということで指導しておりました。

今回も3割ということで、少人数ではありますが、負担額が3割になるということで、改めてその部分は徹底していきたいと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) その辺のサポートはしっかりと、今の答弁のように、しっかりやっていただきたいと思います。

また、収入の高い会社員により多くの介護料を求める、総報酬割がことしの8月から段階的に実施が始まりました。総報酬割の対象は、現役世代の40歳から60歳の保険料になるわけですが、従来は従業員数に応じて、企業にその従業員の保険料を決めていましたが、今後は企業が従業員に支払う報酬の総額が高いほど保険料も高くなるそうです。

健保組合、共済組合、協会けんぽの月額保険料は、おおよそどのぐらい上がったり下がったりすると思うんですけれども、その辺のデータをお持ちでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 介護保険の2号被保険者の保険料についてですが、これまで議員が おっしゃるとおり、各協会関係の人数割というふうな形で決まっておりました。

それについて、今度総報酬制ということで、給与の額によって保険料が変わるということになります。

各組合について違いがありますので、組合ごとというふうな形になりますので、今手元にある資料では、まず、健保組合、全国の組合1,408組合の平均になりますが、そちらのほうについては、月額5,852円で、増額幅が727円。それから協会けんぽです。こちらのほうについては、国庫補助がない場合の負担額というふうに、ちょっと改めて変わりますけれども、そちらのほうの組合員の方については、マイナス241円。それから、共済組合については、7,097円の予定で、増額幅が1,972円というふうな形になります。

ただ、これはあくまで平均額でございまして、組合健保の中でも給与が高ければその分増額

幅が多くなります。

年収当たりで841万円の例をたどってありますが、その方でありますと、総額で1万793円で、増額幅が5,668円。また、年収が270万円程度でありますと、月額の保険料については3,465円で、減額幅が1,660円というふうに、各組合の中でも開きがあるというふうになっております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 私がちょっと調べた金額より健保組合、そして執行部の皆さんの共済組合の負担額が大分ふえるのかなと思いました。

介護費用は、国と自治体による、もちろん公費、あと40歳以上の保険料、サービス利用者の自己負担で賄われています。65歳以上の保険料が2025年まで全国平均で月8,000円を超える見込みということで、既に限界と言われていますが、国の財政が厳しい中、収入のある人により多くの負担を求める傾向が今後も続くと考えますが、課長、この辺の見解どうでしょうか。やっぱり高い収入の人が払っていかなきゃならないと、この形はしょうがないですかね。その辺ちょっとお伺いしたいんですけれども。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 全国平均8,000円というのがあくまで基準額の8,000円平均という形になります。

では、その世帯がどのぐらいの世帯なのかというふうになりますと、収入額においてになりますが、ちょっとお待ちください。

こちらのほうの町の基準額、全国同じでございますが、世帯に誰かが課税者がいて、本人が 非課税の方、これが基準世帯という形になって、現在柴田町のほうでは年間5万8,800円、月 額で4,900円という形です。

この高齢者の方、1号被保険者の方が該当するのが単身の年金収入で約80万円から165万円の方。その方が平均8,000円ということは、年間で9万6,000円というふうになってきますと、80万円の一番低い層の国民年金クラスという形の方から9万6,000円の介護保険料が取れるかというふうな形になろうかと思います。

それは、やっぱりかなり難しいことになりますので、同居している方については、負担がす ごく過分になるかと思います。

ただ、高齢者のみ世帯ですと、減額が該当しますので、2分の1に減額がされますので、さらに消費税導入後は30%まで、70%減の30%の保険料で済むということもありますので、かなり負担は少なくはなりますけれども、やはり高齢者、所得がある方の負担はやむを得ないとこ

ろもありますが、保険料と、それから利用者負担額のバランスいい負担をしていただくという ことがやはり必要なのかなと思います。

また、それにあわせて、やはりきのう森議員のほうにもお答えしたように、介護予防のほうでいかに進めまして、給付費を抑えることができるかという、それを抑えれば保険料を上げる必要性ありませんので、やはりそういったところに町としては力を入れて進めていかなければならないと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) ご丁寧なご答弁どうもありがとうございました。

2点目の介護医療院、本町では介護療養病床を持つ病院等がないため、新設の開院は町長答 弁ではないということでございましたが、近隣で介護療養病床を持つ施設はあるんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 仙南地域において、隣の角田市のほうに1院あります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) この介護医療院、町長も初めて聞く名前で、中身がちょっとみとりとかターミナルとかを含めて言ったんですけれども、恐らく何かいろいろ読んでいると、介護療養病床を持つ施設、これを6年後には廃止するとかという話があったんですけれども、いずれ、例えば病院がそういったものを経営するとなると、入院も長くなるし、みとりとかもターミナルもやるということは、入院日数が長くなるということもいろいろあるんですけれども、そのほかに、生活を含めたということでありましたが、ちょっと課長のほうでこの介護医療院ってもし正しく調べていれば、ちょっとわかりやすいように説明してもらえることはできますか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 新しい施設なので、私も今までの感覚というふうな形で説明させて いただきます。

これまでの介護療養病床については、基本的には退院して在宅生活につなげるためのベッド、 つまり、病気になって自宅にすぐ帰れない場合とか、ある程度長期療養してからでないと在宅 生活に戻すことができない場合の病床が今までの介護病床、介護療養病床になります。

今回の新しい医療院のほうは、同じように医療ケアは継続して行うわけですが、在宅に戻れることもあるんですけれども、基本的にはその中においてみとり・ターミナル、終末期のケアをつけたということが一番大きな違いになるかと思います。

ですから、そこで最期の終末期を迎えるまでのケアが継続されるということで、在宅に戻せ

る、言い方失礼なんですが、戻ることが難しいと言われるところまでを含めて、最期みとりケアまで行うというふうな大きな違いが出てきていると思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) ちょっと確認ですけれども、先ほど角田市に介護療養病床を持つ施設が あるということでございましたが、当然柴田町在住の方たちもその施設には入所というか、入 ることは可能ですよね。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) もちろん可能でございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) ここで、ちょっと聞きたかったのは、今介護医療院という説明しましたけれども、地域包括ケアシステム強化のための介護保険等の一部を改正する法律を医療介護連携の推進という立場から見ると、主に2つが挙げられます。

1つ目には、今出した介護医療院の創設ということで、2つ目は、医療介護の連携による都 道府県による市町村への支援の整備というような支援が受けられるということなんですけれど も、この辺の内容をちょっと説明してもらってよろしいでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 県のほうの今回の7期計画の策定から県のほうの関与が前よりも多くなったというふうな形で、全国的には全国の見える化事業なんかを使いまして、全国が同一のテーブルの中でその形態がはっきりできるようになっているのが今の新しい形になっております。

指導においては、県の指定とかについても町のほうの関与によって、計画に影響がある場合 については町が意見を述べることができるというふうな形も出てきましたので、そういったと ころを含めてかと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 私がこの都道府県による市町村への支援ということを私なりに理解したんですけれども、理解していないかもしれないですけれども、今までは医療関係と介護事業者との関係の連携が推進されていますが、都道府県は必要な協力をすることができるとされたものの、さらなる支援を必要とされておりということで、でも今回の改正によっては、それぞれの医療関係者も市町村に対して事業に協力するよう努めることとされましたということで、例えば捉え方によっては、町が県のほうに要請して医療機関にこんな形で動いてほしいとか、そればなる方によっては、町が県のほうに要請して医療機関にこんな形で動いてほしいとか、そればなる方によっては、町が県のほうに要請して医療機関にこんな形で動いてほしいとか、そればなる方によっては、町が県のほうに要請して医療機関にこんな形で動いてほしいとか、それば投え方によっては、町が県のほうに要請して医療機関にこんな形で動いてほしいとか、それば投え方によっては、町が県のほうに要請して医療機関にこんな形で動いてほしいとか、そればないます。

ういったお願いとかも県のほうからいろいろな話が医師会のほうとか、医療機関にお話ができるという捉え方では間違いなんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) そちらの医療介護の連携というふうなところのスタンスでないかと 思います。

これまでについては、介護側から医療へのアプローチという形については、なかなか県の医師会のほうについて介護側からのアプローチというのは難しい状況でありました。

それについては、医療側のほうから今度介護側のほうにアプローチをしていただいて、第6 期では進んでいるところでございます。

それにあわせて、県のほうの医療課のほうから介護側の情報提供というふうな形で、今町のほうも進めておりますように、医療介護連携という形で進めていく、その情報の共有化を進めているというのが今の実態でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 今の課長の説明だと、先ほど私が話した捉え方は正しいのか正しくないのか、いま一つちょっとわからないご答弁だったんですけれども、例えばこれから後ほどケアシステムのことが出てくるんですけれども、これに関してここでちょっと確認しておきたかったので、この辺をちょっとはっきりしたいと思います。

だから、これからケアシステムを構築するに当たり、医療関係の協力って絶対必要だと思うんです。そんな中で、なかなか二、三年前からケアシステムについては同僚議員、私も含めて質問したんですけれども、なかなか医師団の協力とかも含めて進んでいないというお話があったので、今回の法改正によって町のほうが県のほうにお願いして、保険分なのかな。そこのほうから柴田郡の医師会のほうにこういう形で動こうとしているから、ぜひとも協力体制をとってくださいと、そういうことができるようになったのかどうかをお聞きしたいんですけれども。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 多分個別の形では大変難しいのかと思います。

町のほうから要請して、個々の市町村、保険者に対してそういった対応をとるというのが難 しいと。

ただ、エリア的に仙南のエリアというふうな形でやるのであれば、それは県のほうが統括して支援をするというふうな形になろうかと思います。

ちょっと個別保険者に対してのは、なかなか協力要請は難しいので、現在やっているところ

の部分としての支援というふうな形になろうかと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 私は、個人的にじゃなくて、県のほうから柴田郡だったら柴田郡の医師会のほうに協力を求めることはできるのかぐらいでちょっと聞いているんですけれども、その辺はどうなんですか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 申しわけございません。もう一回お願いいたします。
- 〇議長(髙橋たい子君) 再度。
- ○5番(桜場政行君) 包括ケアシステムを構築するのには、やっぱり柴田町の医師団だけじゃなくて、やっぱり柴田郡の医師団の協力が必要だと思うので、なかなかそこを例えば私がこれから質問する上で、課長に例えば医師団まとめてくれと言ってもなかなかそうそうまとまらないと思うんです。実際の話は。

そういった意味で、今回のこの法律改正によって、県の力をかりて柴田郡の医師会の方たちにその地域包括を構築していく上で医師団の協力をいただけるように、県のほうからお願いすることはできないのかということです。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) なかなか難しい回答だと思います。

それができるのであれば、今まで多分やっているのかなといったところで、あくまで県医師会は一つの法人で協力を求めるという形になっております。

ですから、町のほうからの要請で県を通してというふうに、命令系統があるわけじゃありませんので、協力関係というふうな形になりますので、そういったところについては、なかなか難しいのかなと思います。

ただ、現状としてちゃんと回答……、ちゃんと回答という言い方おかしいですが、現状の柴田町のほうからいきますと、やはり現在、町のほうの医師団との関係の構築については、スムーズにいっているところがあります。また、郡の医師会のほうの協力も得ておりますので、そういった面では県のほうの協力要請を行わなくても今医療介護、在宅医療の推進と医療介護の連携のほうの協議が2カ月に一遍協議を進めているところでございますので、そういった要請まで行わなくてもまた進めていかれます。

また、県のほうの医療課のほうの関係のほうの研修も町内のホテルを会場に年何回か開いて おりますので、そういったところでは、本町においてそういった研修が進められているという ことを見ますと、改めて町のほうから特に要請をしなくてもスムーズに今後進められるという ふうに考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 福祉課の課長なのか、健康推進課の課長かわかりませんけれども、医師会との連携がうまくいっているというお言葉を聞いて大変安心しました。

安心したので、次にいきたいと思います。

それから、3点目の財政的インセンティブが付与される件でございますが、インセンティブ 規定の整備については、具体的な制度設計は今後交付される政令の中で示され、追加財源を確 保した上で実施されるか、あるいは財政中立を保って実施されるかも含め、詳細は平成30年の 予算編成過程で検討されることというふうにはなっていました。

ただ、ここでお聞きしたかったのは、介護費用や認定率の改善をすれば、報償費が今度は町のほうにいただけるようになるわけですね。そのために介護認定審査が厳しくならないとは思うんですけれども、ここでちょっと改めてお聞きしたいんです。厳しくはならないですね。従来どおりの認定審査が行われるという捉え方をここでちょっと一度確認したかったんですが、いかがですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 今議員がおっしゃったことは、足切りとか窓口で拒否するというふうな形で捉えますと、そういったことをしてしまえば保険者としての機能が発揮されないと思います。

やはり、地域支援事業の中でやっております介護予防事業、それから、地域支援事業という 形でやっております、きのうまでお話ししたように、生活支援の今後のサービスの導入を含め てやった上で、介護、健康寿命の延伸というふうな形で、やはり使うときには使うという形が 保険でございますので、そういったことは一切やらない。

そのかわり、介護予防に力を入れて、認定率を抑制していくというふうに考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 恐らくそういう答弁がもらえると思ったんですけれども、本当にそのと おりにしていただきたいと思います。

4点目なんですけれども、答弁では介護保険事業計画期間中の介護給付費の影響を考慮しな がら対応していくというようなご答弁がありましたけれども、今現在の柴田町の介護サービス 事業数、これは今現在足りている、足りないのか、過剰なのか。 他町村の介護サービスが利用できることを考慮すると、見込みの判断は難しいとは思うんですけれども、わかる範囲で、課長の考える範囲で結構ですけれども、足りるのか、足りていないのかだけちょっとお聞きしたいんですけれども。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 介護サービスにつきましては、いろいろな種類がありますので、訪問が足りているのか、通所が足りているのかと言われた場合には、もう少しあったほうがいいとか、それから、選択の自由が広がったほうがいいとかというふうな形でお答えすることができますが、やはり全体的なところでは、なかなか足りている、足りていないというふうなところについては、なかなか難しいのかなと思います。

ただ、個別にもっとあったほうがいいであろうというサービスについては、あるかと思います。

これについては、やはり24時間随時対応型の訪問サービスなんかがうちの町にはありませんので、そういったサービス事業所は今後必要だというふうに考えますし、地域密着型の事業においても小規模多機能につけ加えられる看護つきのほうの小規模多機能型サービス、こういったものも本町にあっては今後必要というふうに考えている次第でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 確かに今の質問、ちょっと大ざっぱ過ぎたなと思います。 では、柴田町の地域密着型介護事業所は、今現在何事業ございますか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 地域密着型のほうは、本年度から通所の小規模も地域密着型に変更 になりましたので、ちょっと数がちょっとお待ちください。

地域密着型での通所介護については3つ、3事業所になります。

それから、地域密着型共同生活介護、いわゆるグループホーム、これについては6つ。 それから、小規模多機能型居宅介護、これについては2つの合計11事業所になります。

- O議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 地域密着型サービス、今の質問の前に、課長のほうから柴田町で足りないのは小規模の看護つきとかと言っていましたけれども、どうなんでしょうか。そのほかに地域密着型でちょっと足りない、これは恐らく先ほどことしから新しい種類が入ったというので、私の資料では密着型サービスというのは6種類に分かれると思ったんですが、ことしから7種類に分かれるということなんですか。

それに対しても、今地域密着型サービスで改めて足りない種類というか、施設は、どういったものなのか。 改めて先ほどはちょっと一つだけ聞きましたけれども、ありますか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 地域密着型については、町民の方が利用するということで、ほかの町村の方が利用することができない施設という形になります。

その中において、先ほど言ったように、小規模多機能型、これについては、通いを中心に訪問とショートステイが一体となってサービスを供給するということで、同一の方がサービスごとにいろいろな事業所に行くわけじゃないので、一体となって同じ方がサービス提供できるということで、安心して使えるというふうな事業になっております。

これなんかを含めて、先ほどそれに看護つきのというふうな新しいものがありますので、そういったものということで挙げさせていただきました。

そのほかには、今後の中においてというふうに考えますと、地域密着型の介護老人福祉施設といったところで、一般的には特養と言われている部分ですが、これについても地域密着型がありますので、町のほうに1つというふうな形であれば、さらにサービスの供給がよりいいものになるというふうには考えています。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 地域密着で特養の施設を1つ、小規模に関しても2つありましたけれども、ただ、今現在若干足りない施設の説明を受けましたけれども、今の施設でも柴田町というのは、介護サービスに関しては十分やっていけていますよね。

何か例えば僕が相談されるのは、まだ元気な60歳から70歳までの方たちなんですけれども、いずれちょっと介護認定が例えば4とか5になって、本当にちょっと在宅でできなくなった場合なんかは、もちろんその方たちはちょっと夫婦2人で住んでいるので、なかなか老々介護になるので、そういうときにはちょっと特別養護老人ホームなり介護老人保健施設なんかに入らなきゃいけないんだろうけれども、柴田町は老健も少ないし、特養も2つだということで、とても不安なんだという話を聞きますけれども、もちろん老健、特養も恐らく別に隣接市町村の施設に入ることができるんですから、それを考えちゃうと、今の柴田町のこの介護サービスの施設に関しては、十分、十二分とは言わないにしても、対応はできるということですね。その言葉をちょっと聞かないと、なかなかちょっと随分心配をしている町民の方がおられるので、課長、その辺どうなんでしょうか。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。

○福祉課長(平間清志君) 介護サービスには大きくやはり在宅と施設というふうに分けて考えていかなければならないと考えております。

在宅サービスのほうについては、やはり資格者の離職問題、それから求人をしても応募がないとか、資格者が集まらないという問題がありますので、事業所については、その人材の確保ということが一番経営の中で懸念されていることであります。

ですから、それがどうしても町民の方々には心配になってくるというふうなこともやっぱり あることだと思いますので、ですから、そういう面からすれば、やはり事業所数は足りていて も、やはりその資格者数が足りているのかと言われますと、やはりちょっと不足しているので はないかという心配をしているところでございます。

実数としてはわかりませんが、保険者として心配しているのはそういったところでございます。

あと、施設型のほうについては、今議員がおっしゃったとおり、広域型ですから、近くにあればいいというふうなところもありますし、遠く離れていても、月に1回なり2回面会に行ってくれればよろしいので、ただ、やはり広域型であっても町内にあって、待ち人数が300人とか、200人、300人といる中で申し込みをしている場合に、一体何番目になるんだというふうになれば、誰でも不安になってしまいますので、やはりそういう面から見れば、施設というふうなところについては、もう少しあってもいいのかなと。

そういったところでは、やはり先ほど言った地域密着型というふうな形で、町内の方にサービス提供を優先させるべき施設という形で考えれば、施設のほうについてももう少し充足が必要だというふうに考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 小規模多機能型の居宅介護もしくは特養のある特養さん、今度来年、再来年あたりには何か場合によって恐らく利用数も何ぼかふえると思うんですけれども、この点もやっぱり今言ったとおり、課長が言った特養かな、もう1施設ぐらいやっぱり欲しいのかなと思いますので、その辺の働きかけ、動き方よろしくお願いしたいと思います。

それから、確認なんですけれども、きのう森議員の一般質問聞いて確認したかったんですけれども、課長の答弁でサービスの現状のやっぱり7,000万円に後期高齢者の伸び率を掛けて出した金額が6,900万円という金額を出した。これは、総事業費と捉えていいんですよね。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- 〇福祉課長(平間清志君) 基準算定という形で、ことしはちょうど移行期でございますので、

前年度の金額、供給額を算定にできないので、先ほど議員が言われましたように、現在の訪問 と通所、それから予防の計画のほうの給付費の合計7,000万円を算定基準として計算されて出 てきたのが私5,900万円と言ったつもりだったんですが、6,900万円ではなくて、5,900万円と いうふうな形で今年度の上限額というふうな形でございます。

それでなるかというところでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) それで、総合法に変わって、今まで要支援1、2の方たちが介護サービス、サービスに関しては変わらないと。

この5,900万円、今までのやり方だとこの5,900万円はそのまま今のサービスで使われてしま うと。今話題になっているのは、総合型のほうになったら多様なサービスにこれから取り組ま なければいけないということがあるんですけれども、どう計算しても多様なサービスを実施す るお金がこのままでやっちゃうとお金が出てこないんですよね。

これって、どんなふうなやり方をすればお金が出てくるのか。

きのう課長がちょっと説明していた生活援助の職員の資格……、ごめんなさい、町が主催する研究会で50時間研修をすると何がしらの資格、幾らか資格者になるんですけれども、この方を利用すると1割から3割ぐらい減というふうな、何か答弁をもらいましたけれども、こういうお金を利用しながら、そういう若干低い有識者たちを利用することによって、その余った財源をこれから多様なサービスのほうに使うような形になるのか。その辺ちょっと確認したかったんですけれども。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- **○**福祉課長(平間清志君) おおむねは合っております。おおむねです。

現在利用していました通所と介護のほうの事業、資格者のほうの人的基準を緩和した方々で 生活援助サービス、生活支援サービスを行うことによって資格者がサービスを提供して、今ま での価格より低い価格でサービスが提供できると。ですから、その差額の浮いた金を財源とし て新しい多様なサービスに取り組んでいくというふうな形になります。

そこにおいて、先ほど言った50時間の資格者ということについては、また別の話でございまして、無資格者という形で、普通に生活援助をする方というふうな、生活援助をする方は資格は伴いませんので、その基準は今からつくっていくといったところです。

ただ、研修に当たっては、一般のやったことない方とか、あと注意しなきゃならないことが ありますので、町としては、そういったサービスをする方については、研修をした上でサービ ス提供に取り組んでいただきたいということでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) じゃ、町が全く経験のない方たちの研修会、いつごろ開くお考えなんですか。開催。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) それについては、多様なサービスを実施する前となります。 ですから、今生活支援コーディネーターが地域資源の調査をしております。今後それから出

された形で新しい制度設計をして、それを地域の人たちにサービス提供ができるかをやっていきます。

ですから、そういったことの流れの中で、今度そのサービスが提供できる人たちの資格を限 定しなきゃいけないわけです。ですから、そのときに初めてどういった研修をしなければなら ないということが決まってきますので、その時期というふうな形になろうかと思います。

具体的には、来年、再来年ということではございません。具体的には、来年、再来年という ことは明確にお答えすることはできません。できないです。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 生活支援コーディネーターでいいのかな。これ町からの委託ですよね。 今の課長の答弁聞くと、例えば研修会にしろ、来年、再来年という話ではないと。もっともっ と先の話という捉え方でいいんですか。今の答弁の仕方は。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 委託事業の進みぐあいというふうな形になります。

先ほどから言っておりますように、現在今資源調査という形でございますが、各行政区単位でいろいろやっているサービスをそれを制度化するということになりますので、もしかしたらすぐできるかもしれません。やっている行政区があれば、それをすぐ事業化するというふうなことはできる可能性もあります。

ですから、今各行政区で一番共通でやっているのは、いこいの日だと思います。そういった ことについて、地域の中でやっていただくと。それを制度化するということであれば、いち早 く制度化は可能になってくるかと思います。

ただ、先ほど言ったような研修というふうなところの部分については、通所の形になります ので、ある程度のところではすぐできるところがある。

ただ、訪問となりますと、要支援の訪問になりますと、個人のお宅に行くという形になりま

すので、それについては、しっかりした研修をしない上で個人宅にサービスに行くということは、なかなかちょっと危険を伴うことになるかと思いますので、やはり十分な研修を受けた上で制度設計に合わせた形で進めていきたいというふうに考えています。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) やっぱり委託する町側のほうである程度コーディネーターの方たちにやっぱり時間の制限というか、いついつまではここまでやってくれとか、そういったものをしっかりと言っていかないことには、コーディネーターの方たちも困るんじゃないですか。実際の話。

だから、そこは町もこれからはしっかりといついつまでに、まず目標はこのぐらいだよと。このぐらいにしっかりとそれぞれの調査をして、その状況を踏まえた上で今は、何かもう済みません、地域包括ケアシステムのちょっと話になりましたけれども、コーディネーターの話をしているので、そういったこともやっていかないといけないし、私は、コーディネーターに関しては、1人職員で、あとの3人は職員という形で、4人構成で動いたりもしました。6月から動いていますけれども、その方たちのメンバーを見ると、既にいこいの日でいろいろな研修をやったり、講演会をやったり、それぞれ柴田町の方たちを割ともう把握しているんですよね。言いたいのは、コーディネーターの方たちも、それから地域包括支援センターの人たちもそれぞれいろいろな動きをしている。社会福祉協議会もそれぞれ動きをしているんですけれども、私から見るとそこの3つが何か言うのもあれなんですけれども、余り連携をとっていないのかなと。

でも、柴田町にとって地域包括ケアシステムつくるには、そこの3つ、同じ社会福祉協議会の中ですよね。社会福祉協議会の中でそれぞれにいろいろな地域に密着したいろいろなことをやっている。介護予防から何から、いろいろやっている割には、その3つがしっかりと何か連携をとっているとします。とっていても、今以上の連携をしっかりやったら、アンケート調査なんてとらなくても、ある程度その辺の調査はもうできていると思いますね。

そこが今柴田町にとって進まない一つの原因なのかと、自分では思っているんですけれども、 いかがですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 議員が見ている形としてはそういうふうに見えるということであれば、委託発注者側として反省したいと思います。

決してそういうことはないです。

地域包括支援センターと社会福祉協議会に委託しているわけですから、その本部、それから 地域包括支援センター、それから現在の生活支援コーディネーターの事業をやっている者につ いて、特に第1層のコーディネーターについては、前年度まで地域包括支援センターの管理者 として務めていた方でございますので、介護サービスについては熟知しております。

また、そういったベテランでございますので、情報網をまとめて積み上げていく。または、 それを制度に落としていくということも十分できる人材と認識しておりますので、それについ ては、今後期待したいというふうに思っております。

また、どうしても町としては、ある程度サービスは一緒にというふうなところで考えているところもあります。もちろん先行したサービスを実施できるところから逐次やっていくという形も考えておりますが、やはりあそこはできるけれども、うちのほうはまだなんだよねというふうな形ができるだけないように、できるだけある程度横並びでサービスの提供ができたり、していきたいというふうにも考えておりますので、そういった面では先ほどの答弁にしましては、やれるところからやっていくのはもちろんなんですけれども、やはりそういった気持ちもあって、遅くなるとか早くなるという答えがばらばらの答えが出るというふうに認識をお願いしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) ケアシステムに関しては、課長が言ったとおりであります。地域差があっては、やっぱりならない事業だと私も考えています。

ただ、課長も言いましたように、ただ、やっぱりこのケアシステムの構築ってそれぞれの町独自の構築ができるんですよね。だから、どこかが動かないと、やっぱりなかなか難しい大きな課題だと思うので、温度差があってもいけないですけれども、例えば、今第1層で動いている方は、もう全て大体柴田町の方たちのことを把握している。その人たちを中心にどこか見本となる、先進となるようなものを進めて、ほかの行政区の方たちがそういったものをまねて進めていくという方法も、課長もちょっとお話はしている。僕は、進める上では、そういったやり方のほうが一歩も二歩も実際進むのかなと僕は考えていたんですけれども、いかがなんですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 私もそのように思っております。

ただ、私の立場として、置き去りにするところがあってはいけないというふうな気持ちはも ちろんありますので、ですから、先行市町村がいい事例としてサービス提供を開始することが 真っ先にできれば、それにこしたことはないかと思います。

そのために第1層に限らず、第2層の中学校区あたりで3人のコーディネーターを配置して おりますので、その各中学校単位において先行できる行政区の中にあって、サービス提供が整 うということがあれば、提供ができるよう、早目に進めたいというふうに考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 力強い答弁をいただいたので、ただ一つ、生活支援コーディネーターに 関して、第1層の方は職員で、それなりのお給料を払っている。ほかの3人の勤務体制という のは、どのようになっているんですか。第2層の方たちです。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 非常勤の職員と同じというふうにご理解いただければと思います。 調査の日程、日があるとき、それから、その取りまとめをするときに出てきていただいて、 それが報償に反映するというふうになっております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 取りまとめじゃなくて、やっぱり正直言うと、非常勤、その3人の方は、月に10日、1日4時間の勤務体制だと聞いていました。ここに柴田町の取り組み方のちょっと弱さ、先ほど地域包括に関しては、町長答弁、何かすんなりあっさり流されているという感じがして、もうちょっと何か前向きな答弁が欲しかったんですけれども、その辺も含めて、せっかく第2層でも3人の方、コーディネーターがいるんですから、別に月10日の1日4時間じゃなくて、もうちょっと動かして、地域包括に関しての加速化できないものかと思うんですけれども、この4人フルで動かしたら、できないんですかね。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。福祉課長。
- ○福祉課長(平間清志君) 人がたくさんいるから日数があれば仕事が進むという事業ではございません。

やはり、地域との連携と進め方というのがありますので、担当者だけの思いを込めても進まない事業でございます。やはり、地域のほうがそれを理解して、サービスをできる体制を整えるということが大切でございますので、そういったことからすれば、日数をふやすだけの問題ではないかと思います。

ただ、議員の言うことはもっともだと思います。ですから、まず、今年度初めて委託という 形に変えさせていただきました。ということで、この委託にあっては、今後事業の進みぐあい によっては、年度内の変更契約も可能でしょうし、また、次年度の積算に当たっては、その分 の日数を多くした上で配置するということも可能だと思いますので、その中の旨で今後進めて いきたいと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) ぜひ今課長がおっしゃったとおりの形で、補正をとってでもそういう形で進めてほしいと思います。

やっぱり地域包括、ケアシステムに関しては、先ほど言ったとおりに、やっぱり社会福祉協議会、地域包括支援センター、コーディネーター、本当にオール社協で取り組んでほしいというのが僕の願いです。

それから、もう一つなんですけれども、柴田町の職員の方でケアマネジャーを持っている方とか、もしくは社会福祉士とか介護福祉士を持っている方で、これから例えば介護保険制度なんていうのは毎年法律が変わって、大変な内容だと思うんですよ。それで、これに関して、やっぱりきのうの総務課長の話を聞くとなかなか難しいことは十分に承知しているんですけれども、1人ぐらい、1人ぐらいというか、1人ちょっとこの包括に関しての専門の職員みたいな方を福祉課のほうにつけることができないかのかなと思うんです。

今の課長、物すごく昔も福祉課にいたので詳しいんですけれども、いつまでも退職まで課長で福祉課のままでいるわけじゃないし、そういった面を考えちゃうと、専門職とまではいかないんですけれども、保健師を持っている方がケアマネ取りやすいんですけれども、そこまでは言わないにしても、社会福祉士・介護福祉士の方を福祉課の包括の専門職にやって、医師団とのおつきあいのときもその方が出て、その方をしっかりと専門職にして、包括の勉強をさせる。そして、コーディネーター、地域包括支援センター、社会福祉協議会を取りまとめをする。そういった動き方をすると、今度は二歩も三歩も前進するかなと思うんですけれども、これに関しては、地域包括ケアシステムづくりは、構築は、町長、まちづくりとも言われているんですよ。町長。

そういった意味では、最後に、職員の専門職に近い1人をつけるということは、まちづくり という点から考えると、町長、その辺ちょっとご答弁願いたいと思うんですけれども、いかが ですか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。総務課長。
- ○総務課長(加藤秀典君) これまで職員に求められてきていたものは、全てのことができる職員が望まれてきていました。今桜場議員おっしゃるように、今社会情勢が変わって、専門的なところに専門的な職員の配置が望ましいのではないかという議論も一方でされています。

今の専門職だけに限らず、そういったこともありまして、当然今後職員のスペシャリストを育てることも考えながら進める必要があるんだろうとは思いますが、どこどこに誰々をこんな資格を配置するというのは、現段階ではちょっとお答えできませんが、その考え方は、今後の行政の中で十分煮詰めていく必要があるんだろうというふうに認識をしております。

- 〇議長(髙橋たい子君) 福祉課長、補足。
- ○福祉課長(平間清志君) 最初に出ました資格職ということでお答えさせていただきます。 町のほうの保健師の大半については、ケアマネジャー資格を持っております。福祉課に来た 保健師に限らず、健康推進課の保健師もケアマネジャー資格を持っておりますので、そういっ たところで、現在うちの福祉課のほうの保健師もケアマネジャー資格を持って当たっていると いうことでございます。

また、専門職ということではございませんが、本年度からこの介護保険に係る事業の長寿介護班でございますが、1名増員をさせていただいております。今年度から事業がふえたということで、今までの保険給付事業がメーンの班でございましたが、事業を実施するということで、6人ではちょっと難しいということで、今年度から先ほど言いました、やっております生活支援体制整備のほうの担当、それから、医療、介護の連携のほうの担当という形で、職員を1名増員していただいているところでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○5番(桜場政行君) 長寿介護班1人増員ということで、その辺はもしかすると包括に向けて の積極的な町の姿勢がうかがえるのかなと思いました。

改めて、地域支援事業の中には4つの事業が設けられて、在宅医療、介護連携事業、1つ目です。2つ目、認知症総合支援事業、3つ目、地域ケア介護推進事業、4つ目、生活支援体制整備事業ということでありました。3番目の地域ケア介護推進事業に関しては、柴田町でも平成27年4月からとなっていますが、それ以前からもやっているということで、こちらのほうは安心でございます。

それから、在宅医療介護連携事業に関しては、先ほどの法律が変わって、課長のほうから医師会との連絡もコミュニケーションもとれるということで、これもこれから加速度を上げて進んでくれるのかと。

問題は生活支援体制整備事業です。これに含めても、先ほど言いましたけれども、コーディネーターの非常勤の方たちの勤務体系も今後考えていただけるようなこともあるし、柴田町にはもう資源なんていうのは正直コーディネーターの方たち、そして包括の方たち、そして社会

福祉協議会の人たちはほとんど把握をしています。そこを本当にうまくまとめて、あと町のほう、要するに自治体、執行部のほうがいかにそれを本当に加速化をすることによって地域包括ケアシステム、本当に加速するんだと思います。

柴田町ではいろいろな面で恵まれて進んでおりますので、自信を持ってまちづくりと言われている地域包括ケアの構築に進んでいただきたいことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長(髙橋たい子君) これにて、5番桜場政行君の一般質問を終結いたします。

次に、17番水戸義裕君、質問席において質問してください。

[17番 水戸義裕君 登壇]

○17番(水戸義裕君) 17番水戸義裕です。

町民生活の安全・安心のために。

犯罪の抑止効果が高く、また、事件・事故の解決への具体的証拠となる防犯カメラは、安心・安全の社会づくりに不可欠なツールとなっているのではないかと思い、6月会議でその一環として防犯カメラの設置について質問いたしました。

それに対する町長答弁は「これまで街頭の重要地点を人の移動が多い地点と捉え、主に駅周辺に設置してきたところです。そのほかに、防犯上重要地点になるような場所があるかどうか、大河原警察署に相談しましたが、今のところ特定の場所は示されておりませんでした。今後、大河原警察署等から指摘や地域からの要望があった場合には、改めて設置について検討してまいります」ということでした。

しかし、そういった受動的な考え方ではなく、積極的に住民の安全・安心なまちづくりのために取り組むべきであります。

地域の人の目による見守り活動は行ってはいるものの、人的配置の苦労や時間的な制限もあります。街路灯、防犯灯の普及や地域の見守り活動によって未然防止を図るということも一定の効果が期待できますが、通学路などの事件・事故が起こりやすい箇所については、防犯カメラの設置を住民の命を守る方策として積極的に進めていくべきと考えます。

子どもから高齢者までが安心して歩けるまちづくりの観点から、町の考えをお聞きします。

- 1) 町は、必要性について疑問があるようですが、6月以降防犯カメラ設置について、どのようなアクションを起こしましたか。
- 2) 一般社団法人安全・安心まちづくり I C T 推進機構は、飲料自動販売機売上金の一部を 活用して安全・安心のための防犯カメラ等の社会インフラ基盤整備事業を展開しています。

この法人の事業を活用すべきでは。

大綱2点目、保育所にもう一つの安心を。

就労形態の多様化や共働き世帯の増加に伴い、多様な保育サービスが求められています。子育でにおいては、子どもの健康と安全は健やかな生活の基本であり、健康維持増進を図ることは、何よりも大きな子育で支援につながると考えます。

子育て支援の充実についての視点から、看護職配置の推進についてお聞きします。 以上です。

O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) 水戸義裕議員、大綱2点ございました。

まず1点目、町民の安全・安心のためにということで2点ほどございます。

1点目、初めに、町に設置してある防犯カメラの設置状況について申し上げます。

町が設置しているものとしては34台あります。

次に、町の防犯協会が設置しているものは4台ございます。

これら設置箇所につきましては、犯罪対応や防犯対策等の所掌機関である大河原警察署等からのアドバイスを受けて決定したものでございます。

ご質問にある6月以降に防犯カメラ設置に向けた動きはあるかについてですが、まず、おかげさまで犯罪の実態状況ですが、平成28年における本町の犯罪発生件数については、自転車盗71件、万引き29件、器物破損等22件などとなっており、総数254件で、前年度比71件の減少となっておりました。これは、防犯協会を初め、防犯実動隊や少年補導員、見守り隊、行政区、地域ぐるみで子どもたちや高齢者の安全・安心を守っていただいたおかげであります。

その後、大河原警察署、柴田交番、槻木駐在所に照会しましたところ、犯罪件数が減っているせいか、犯罪が多発している特定の場所は見当たらないとの回答でありましたことから、現時点における新たな防犯カメラの設置要望は受けておりません。

ことしの6月28日に開催されました大河原地区防犯協会連合会や、同じく6月21日に開催されました柴田町防犯協会の会議等においても、具体的な防犯カメラの設置要望はございませんでした。

大河原警察署としては、もちろん防犯カメラの設置は重要だと認識しているようでございますが、何よりも増して効果的な犯罪対策は、保育所・幼稚園等の子どもたちに対する「イカのおすし」をスローガンにした防犯意識を高める啓発活動の実施、小学生の登下校のときには、

見守り隊員による監視活動の支援、船岡を明るくする会や槻木駅周辺を明るくする会の地域活動、防犯実動隊による防犯万引き防止街頭キャンペーン、自転車盗難防止等キャンペーン、訪問型防犯診断、薄暮パトロール、夜間パトロールなどの実施等により、地域ぐるみで犯罪の地域抑止力を高めることであるということでございました。

改めて防犯カメラの設置につきましては、犯罪防止に必要な場所等について、犯罪の発生状況を把握、分析している大河原警察署の指導を受けて設置したいと考えております。

2点目、一般社団法人安全・安心まちづくり I C T推進機構が実施している安全・安心のための防犯カメラ等の社会インフラ基盤整備事業は、町が町有地に同機構が提携している自動販売機メーカーの省エネタイプの自動販売機を設置することで、売り上げの一部や飲料メーカーからの協賛金を充てることにより、防犯カメラを無償で設置できるという仕組みであります。

町が当事業を利用するには、防犯カメラを設置する場所が確定していること、町有地において自動販売機を設置できること、この2つの条件を同時にクリアする必要がございます。

一方、懸念される事項といたしましては、1つに契約期間は3年間となっていますが、売り上げが少ない場合は、契約期間途中において自動販売機の設置場所について移設等の申し出がありますし、また、契約期間満了後は自動販売機が撤去される場合もございます。

2つに、既に設置してある防犯カメラのデータ保存期間は30日でありますが、当事業で設置する防犯カメラは、SDカードを記録媒体としているため、容量が少なく、保存期間が7日となっています。ちなみに、県の防犯カメラガイドラインでは、保存期間がおおむね1カ月が目安となっております。

3つに、既に設置してある防犯カメラにおいては、本体とデータ保管は別々にし、さらに施 錠をして管理していますが、同機構の場合にはカメラ本体にSDカードが内蔵されており、デ ータ管理に不安が残ります。

設置につきましては、県ガイドラインに従い、さらに大河原警察署に相談しながら対応して まいりたいと考えております。

大綱2点目、保育所にもう一つの安心をでございます。

県の保育所の職員配置基準では、看護師などの看護職については必ず配置しなければならない職種ではなく、そのため、現在保育所には看護職は配置しておりません。

保育現場、具体的な保育現場では、保育中に発熱などで体調不良となった児童への対応については、保育士がその児童の保護者へ電話連絡をし、体調不良の状況等を詳しく伝えた上で保護者等に迎えに来ていただく措置をとっております。

船岡保育所を例にとると、体調不良になる児童は平均して週に二、三人ほどで、その際保護者が迎えに来られないケースはなく、電話連絡後1時間以内には児童を保護者へ引き渡すことができている状況です。

また、保育士は、乳幼児の緊急対応に必要な専門的な研修等も受けておりますので、実際に 保護者が迎えに来るまでの間、体調不良児のケアは保育士による対応が可能なレベルのものが ほとんどでございます。

さらに、緊急性をもし伴うようなケースが起こった場合は、迅速な救急搬送の手段と嘱託医 がおりますので、との連携等で対応が可能であるというふうに考えております。

実際の現場では、このような対応を行っておりますが、特にこれまで支障は出ておりません。 確かに、看護職を配置することはさらなる安全策の一つではありますが、近年、いわゆる気 になる子の対応などにより、現場では基準以上の保育士の数の配置が必要となっておりますの で、現時点では看護職の配置よりも、保育士の確保のほうを優先し、よりよい保育環境の整備 に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

〇議長(髙橋たい子君) ただいまから休憩いたします。

午後2時30分から開始します。

午後 2時17分 休 憩

午後 2時30分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

水戸義裕君、再質問ありますか。どうぞ。

O17番(水戸義裕君) 今言ったとおり、6月にも質問しまして、今回、答弁も半分ぐらいは前回と同じような答弁とカメラの台数と、それから、犯罪率は減少しているということでした。

それで、今回続けて私も続けて質問したというのは初めてなんですが、実は、実はというほどの大げさな話じゃないんですが、私が6月に質問した2日後か3日後だったと思うんですが、私のところにメールが入りました。見たことのない人の名前でメールが入っていたんですが、あけてみたら、この安全・安心まちづくりICT推進機構の担当者の方でした。議会を拝見いたしましたと。防犯カメラの質問していることをその方はユーチューブでそれを見ていたんです。そして、私に話がしたいんですということで、コンタクトがありまして、先月末に会いま

した。

つまり、私もこれには驚いたんですが、質問してから2日後、3日後ですから、このユーチューブのいわゆる公開ということで、今こうやってやっていることも既に公開されているわけですね、カメラで。ということで、そのすごさに驚いた次第でもありますけれども、そういうことから、もう一度してみようかなと。

最初に、この I C T推進機構と東北で初めて協定を結んだのが白石市であります。当時の風間市長が10カ所に15台のカメラをこの I C T推進機構の力をかりて配置したということであります。

白石市にも行って聞いてきましたら、今の市長が議員だったときに、やはり同じように当時 の市長に質問をしておりました。市長は、それをその後に契約協定を結んだと。東北で初めて ということでありました。

まず、そのなりゆきというか、これは、東北では白石市が最初ということで、それ以下、関東地区では世田谷区、群馬県みなかみ町、茨城県稲敷市、千葉県、それから豊田市、一宮市、中国地方では奥出雲町、江田島市、関西地区では奈良県の桜井市、それから三宅町、太子町、和歌山県日高川町、沖縄県の浦添市、北陸は白山市、かほく市、金沢市と、至るところにこれが導入されているということなんであります。

6月の時点では、要は経費の面でも不可能なのかなというふうには当然のことでありますが、 ところが、このICT推進機構のは、その自販機の売り上げを、それを利用してやるというこ とでは、町の持ち出しは1円もないということなんであります。

要は、今の答弁で見ると、犯罪がないからつけなくていいというふうに私はとったんですが、 犯罪はいつどこでどのようなものが起きるかなんていうのは誰も保証できません。少なくなっ たからいいとか、ないからいいとかということも、それは一つの理由ですけれども、果たして それでいいんでしょうか。

安全・安心まちづくりというからには、やはり安全・安心のまちづくりのための保障をするような活動をしていかなかったら、一人で安全・安心のまちづくりということはできません。 というふうに思っています。

そういったことで、今回もまた質問したんですが、これについて、何かありましたら、何か というか、考えをお聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- **○**まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 水戸議員のおっしゃるとおり、犯罪はいつどこで起こる

かわからない。それは世界中どこでも同じ共通課題だと思います。

ただ、一方考え方としまして、そのいつどこで起こるかわからないということなので、では、いつ起こってもいいように、どこにでも全てのところにカメラを設置いたしましょうという、 また考え方とは違うのではないかというふうに町では思っております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) わかりました。

それでお聞きしますが、先日の答弁の中で、自動販売機を観光物産協会が管理していると言ったことなんですが、このカメラをつけるとなれば、つけるとなればですよ。当然そっちのほうということになるのかなと思うんですが、では、その自販機がどういう経由をたどって観光物産協会の管理というふうになったのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。商工観光課長。
- ○商工観光課長(斎藤英泰君) 観光物産協会のほうで、実は生涯学習施設のほうに今の前身、 観光物産協会の観光協会、当時の観光協会のほうで、自動販売機、やはり住民からの要望があ りまして、ぜひ各施設につけてほしいと。ただ、いろいろ公の施設にそういった自販機、簡単 に設置できるものではないので、その当時観光協会が一旦受け皿になって自販機を設置してほ しいということで、観光協会のほうで町のほうから公の施設を一部借りまして設置して、管理 委託、管理しているということがきっかけだったというような気がいたします。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) 「気がいたします」ということは、確実かどうかわからないということ なんですか。それはいいですけれども、ああ、そういうことですね。

そういう意味では、ICT推進機構との間での決め方になると、物産協会を通して自動販売機をというふうになるんだろうというふうに思いますので、それで、大和郡山市でもやはりこの機構とやっているわけですが、ここでは市と警察署とそれからNTTという関係の三者において協定を結んで、それに大和郡山警察署が運用や画像の管理なども、この辺についても締結したとなっているんですが、本町ではこの防犯カメラについて、警察署と協定するとか、当然していないわけですけれども、そこまですることはなくて、単にアドバイスとして警察署なり柴田交番所にアドバイスをいただくというふうな考えなのか。

今後そういう犯罪についての防止の観点から、警察署と私が今回言っているのは防犯カメラですが、こういう協定とかというふうなことは、今まで考えたことはあったんでしょうか。お聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 大昔の話は、ちょっと私もわからないんですけれども、 最近であれば、協定を結ぶということは県とも町ともございませんし、現在も考えてはおりません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) それから、前回の質問では、課長に県のガイドライン、これのパンフレットという話をして、それはそういえば、そういえばというか、そのパンフレットということではどのような感じなのかということでお聞きしたと思うんですが、後で見せてください……、というか、お願いしたいと思います。

それから、大阪の箕面市ではやはりこのICT機構とやりました。これは、もう幹線道路から駅前、それから繁華街、それからコンビニ、マンションの入り口、こういったところに設置されている例がふえていて、事故・事件の早期解決と犯罪防止に大きな効果を発揮していますということで、箕面市では、1学区、それは当然人口も違うわけですけれども、1学区、小学校区に50台、全部で750台、補正予算で1億5,000万円を組んでカメラを設置したと。

これがおもしろいんですが、この市長というのがどうせやるなら徹底的にという、いつもの スタンスでということで、箕面市では悪いことはできないと思わせるくらいの防犯カメラを整 備したというふうなことなんですね。

これは、まさに安全・安心には絶対必要かなというふうに思うんですが、これについてどのような感想をお持ちかお聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 私も箕面市のものをちょっと拝見しておりました。箕面市は、2014年度に通学路に750台、翌2015年、2016年に防犯カメラの設置を行いまして750台、さらに、市内の全公園に300台のカメラを設置した。箕面市の人口は13万5,000人に対して1,800台の防犯カメラが設置されている。これは、1平方メートルに1台、電柱9本ごとに1台。道路230メートルごとに1台カメラを設置していることになるということでございました。実際に犯罪件数は、設置して1年目は950件、2年目も同様に950件、3年目は100件下がって850件になっているが、全国的に犯罪が減っているということを考えれば、防犯効果があったと言えるのかどうかというような、ちょっとコメントが、これは、豊中市の「防犯カメラで地域は安全になるのか」という講演報告集会での内容でございました。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。

O17番(水戸義裕君) 確かに私が安全・安心と言っても、カメラが別に犯罪を防ぐわけでもなくて、単なる、単なると言っちゃ変ですが、抑止力ということでありますので、カメラに映っていようがどうしようが、犯罪をする人はするということでは、あくまでも抑止力という、しかも、その抑止力は手を出したり口を出したりする抑止力ではないと。

ただ、前回も課長からは人の目にまさるものはないということで、私が言ったときは、それ は記憶としてはそう曖昧で、記録として残るというということだよというふうなことで、私も 言ったということでは、記録がやがて犯罪の摘発につながるということも現実あるわけですよ ね。

そういったことで、ここにこれは白石市の広報の一番最後のページに載ったのが、この機構 の代表と風間市長の締結の写真です。こっちが沖縄の浦添市のものです。

その機構の方とは、話をしたら、まちづくり政策課にもお邪魔したことありますという話だったんですが、そのときはどんな感じで受け取られたのか、お聞きしたいと思います。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 水戸議員がお話を伺ったのと多分同じことを伺ったんだ と思います。費用はかかりませんよというようなお話を伺ったものでございます。

私どものほうでも、そのお話は伺いまして、全国展開をしている機構、事業所というふうに 受けとめさせていただきました。

私どもで常々思っておりますのは、防犯カメラ、これまで駅前周辺に設置をさせていただいてまいりました。それは、防犯協会の方々とお話をし、そして、警察のほうからこの拠点のほうがちょっと不安だと、事案が起きているということでございました。その地域が犯罪が起こり得る特異な地域だと、不特定多数が行き来するということで、駅前のほうに設置をさせていただきました。

今回機構のほうからお話を頂戴をしたわけですけれども、町のスタンス、防犯協会のスタンスといたしましては、まず事案が多発に起こっていると。ここは危険区域だという、まず場所があって、その次に、手法をどうするかと考えていったときに、改めてこの機構というものを考えるべきものなんだろうというふうに考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) やっぱり起きないからというふうなことが基本かなと。犯罪は少ないんです。ましてや減少しているということでは、そういった意味では、今の日本の国の平和ぼけと同じかなみたいなことになるのかなと。通称平和ぼけというふうに言われていますけれども、

それはそれでいいんですけれども、先ほどの答弁の中で、このSDカードというか、メモリーカード、これに対する保存期間ということで、さっきの契約したところでいくと、7日間ということでしたが、これは本当に7日間ということなんですか。その辺について。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- **○**まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 7日間となっているようでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○17番(水戸義裕君) 私がこの提案書という形で社団法人の、これを見ると、保存期間は2週間ということになっているんですね。ここに書いてあるんです。2週間ごとに上書きされると。ですから、仮に犯罪が起きても2週間以内であれば、それは証拠の写真なりなんなり、一式は出せますが、2週間過ぎたら上書きされていくので、自然と前の部分は消えてしまうと。

そういった意味では、前回も問題になるというか、日本的にそうなんですが、いわゆるプライバシーの侵害とか、芸能人じゃないから肖像権、普通の人は肖像権があるかどうかわかりませんが、そういったことも2週間ごとには上書きされて消えてしまうということでは、安心なんだよというふうなことでしたが、本当にそういうふうに、担当者がたしか来たと思うんですけれども、ここにあるのでは、8月につくってきたものですけれども、2週間なんですが、もう一度というか、確認したいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) SDメモリーカードでございますが、常時録画日数は8 日間、モーション録画日数は16日となっているようでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) 要は、SDカードの問題だということで、1日って10時間で大体1日ぐらいの勘定みたいな形らしいですね。ですから、10時間だと10日間とか何とかというふうなことが決まってくるみたいですけれども、このカメラなんですが、要は、自販機を利用してということでは、自販機の上に取りつけるだけではないということなんですが、その辺については聞いておられますかどうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- **O**まちづくり政策課長(鈴木 仁君) はい、伺っております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○17番(水戸義裕君) 白石市が10カ所、15台ということはというふうに聞いたら、当然自販機があって、その周辺というか、死角が出るところについては角度を変えてまた別なところから

写すということでは、1台の自販機に2台のカメラを取りつけることも可能ですということで、 箇所数は10カ所なんですけれども、カメラ台数は15台ということなんだということでありました。

当然、白石市だってそんなにそんなに犯罪が起きるということではないらしいんですけれども、市の負担がないからということでやったのかなというふうに、そのときはちょっと人の財布のことまで聞くのもなんなので聞かないで来たんですが、やはりこれは犯罪があるとかないとかということもそうですけれども、取りつけるということは、言ったらこういう町にとってはというか、有利なんじゃないかなというふうに思ったわけです。

当然、普通だったら金をかけるわけですけれども、この自販機の契約を、例えば今でしたら、 うちの場合ですと、観光物産協会がベンダーと契約しているんですが、これがこのICT機構 が間に入ると、飲料メーカーと推進機構が契約をして、そして町とこのカメラを置くことを契 約するといった形で、町は一切手をかけなくて済むという条件なんですよね。

その辺については聞いていますよね。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- **O**まちづくり政策課長(鈴木 仁君) はい。そのとおりでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) それで、こういう、つまりかなりの自治体がこういうことで契約を結んでいる状況の中でも、うちは本町の場合は71件さっき犯罪件数も減っているということで、それは要らないんだというふうにとっていいんだろうというふうに思うんですが、要らないということなんですよね。もう一度。

町長答弁のとおりでよろしかったら、それはそれでいいんですけれども。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。まちづくり政策課長。
- ○まちづくり政策課長(鈴木 仁君) 町、また防犯協会では、議員がおっしゃられていましたように、必要性について疑問があるとは思ってはおりません。防犯カメラそのものを否定なんてとてもするものではございませんし、有効なものだと思うことは、議員と同様に、私もそう思っております。

ただ、先ほど申しましたように、いっぱい至るところにそういった頻度の多くないといいますか、のところにカメラを置けば安全だということの考え方はちょっといかがなんでしょうという考えでございます。

裁判の事例などもちょっと今回確認させていただきました。大阪地方裁判所、東京高等裁判

所などでも安全・安心というものの防犯という方を考える。当然でございます。その反面、人権、プライバシーの侵害というものも出ております。憲法第13条、肖像権の侵害というようなものも出てまいりました。私も改めて意味の深い事業なんだなということを思ったところでございます。

裁判において、裁判官が申したフレーズを申し上げさせていただきますと、「当該現場において」、これはカメラを設置するということを言っていらっしゃると思うんですが、「当該現場において、犯罪が発生する、相当高度の蓋然性を条件に加えている」というものがございます。ということは何を言っているのかと、私なりに思いますと、頻繁にそのスポットで泥棒の被害に遭っているというような特定地区がある。警察もそこをマークしている。何とかしたいという場合、こういうような相当高度の蓋然性があるというものが前提にあってならば、じゃあ防犯カメラが有効なのではないかということになれば、機構のほうはどうなんだろうと。経済的に町にメリットがあると。防犯協会にもメリットがあるというのであれば、そのときに考えればいいだろうと。機構の存在は一つの手段であって、その前には、そういった事案が起きているという現状、問題があるというストーリーといいますか、そういう過程の中で町は考えてきておりますし、これからも考えていきたいというふうに思っております。

無料だからすぐつけるというような、その逆説な考え方は持ってはいないということでございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) わかりました。

プライバシーの侵害ということになると、憲法第13条で全ての国民は個人として尊重されると云々。国民のプライバシーの尊重は憲法によって保障されていると。確かに最高裁判所においてもその承諾なしに容貌・姿勢を撮影されない自由を有するものというべきであるというふうなことでありますが、昨今は、これは感想ですから、いわゆるスマホでもってカシャカシャカシャとあっちこっちで写真を撮られて、個人のプライバシー、法律的にどうなんだ、こうなんだという以前に、もう人が集まるところ、何かあるところではもうバシャバシャと撮られている。こういうふうな状況の中でもあるんだよなということなんですよね。

だから、プライバシーといってもどこまでなんだというふうな、それは感覚の問題ですけれども、要は、それを公開するとか、そういったことでなければという条件が多分なっているから、スマホで周辺で人が集まるところで写真パシャパシャ撮っても誰も何も言わないんだろうというふうには思うんですが、当然、この防犯カメラもあっちこっち一人でカメラが動いて撮

るわけじゃないので、そこだけ限定なんです。例えば自動販売機であれば、ここの自動販売機に買いに来た人が映るといった、多分広角レンズだと思うので、そういう意味では、白石市の場合は、全て公共施設の中というか、外というか、自動販売機を置いて、いわゆる施設の管理も含めて防犯をというふうなことでやっているということもひとつあったようですが、そういう意味でいくと、じゃあ、本町はどうなのかといったら、本町は公共施設がいろいろいたずらされたり、壊されたりという実績もないということからいくと、そういうカメラは必要ないというふうな論法になるのかどうか、そのことについてお聞きしたいと思います。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。副町長。
- ○副町長(水戸敏見君) 前回から論議になっていますし、まちづくり政策課長が説明していますが、大きく言うと、公の、いわゆる地方自治体が市民を、町民を監視するためにそういうカメラ施設をいっぱいつけていいのかという、いわゆる基本的人権、肖像権、プライバシー権の問題にかかわるんだと思います。

先ほどの大阪の事例でしたっけ、いっぱいつけた市長いましたけれども、簡単に言うと、その市長が市民全体の監視をできるということにもなるというふうに考えるんですけれども、例えば、水戸議員が1日どういう行動をしているか、滝口町長が知ろうと思えばうまく組み合わせればできてしまう。そういう危うさも感じてしまいます。

そういうことについて、きっと国民、住民のコンセンサスは得られるだろかというふうに、 今思っています。以上です。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) これ以上、これ以上といったら変ですけれども、やはりただ、当然メリットもあって、デメリットもあるということは当然なんですが、それもどっちが多いか少ないかで、つけるかつけないかということでもないだろうというふうに思いますが、そういった意味では、この必要性がない、いわゆるこのカメラが本当に必要かどうかということも当然決めるためのアクターとしては大きくなるわけでありますから、言ったように、防犯協会とか、それからそういったさまざまな機関と共同で犯罪抑止にもつながっているからということであれば、当然カメラはなくてもいいということであれば、それはそれでしょうがないというか、オーケーですということで、では、次の質問に移りたいと思います。

保育所にということなんですが、たしか法が改正されているというふうに思うんですが、それについて、保育所に看護師を置くことがなるかならないかということで、法の改正があったということなんですが、どういった内容か、お聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 県の基準がございます。児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則には、乳児4人以上を入所させる保育所に係る第33条に規定する保育士の数の算定については、当分の間当該保育所に勤務する保健師、看護師、または准看護師を1人に限って保育士とみなすことができるという規則が県の規則になっております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○17番(水戸義裕君) これは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条というふうなことにもたしか書いてあったと思うんです。乳児4人以上と。町内の保育所で乳児4人以上保育しているところはあるんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- O子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 4人以上は、3保育所とも4人以上おります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○17番(水戸義裕君) その4人以上入所させる保育所ということでは、ただ、義務はないということは書いてあるんですよね。保健師や看護師を設置する義務はありません。保健師が必ずいるとは限らないというふうにも書いてあるんですが、ただ、運営に関する基準では4人以上には1人置く。そして、それは保育士としてカウントするというふうになっているんですが、4人以上でも必要ないということで、置かないということなのかどうかお聞きしたいと思います。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 4人以上いる場合、先ほども看護職1人に限って保育士とみなすことができるということでございますので、今先ほど町長答弁にありましたとおりに、近年いわゆる気になる子という子どもたちを見るために、基準以上の保育士数を確保せざるを得ないという実情がございますので、そちらを優先にさせていただいて、保育環境の整備に当たっていきたいということで、今のところ看護職を置く考えはございませんということでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) 船岡保育所に行って、今回いろいろ聞いてきたんですが、過去、過去というか、以前は5年ほど1名おったという話だったんですが、その辺については、それで、そのときの状況というのはご存じかどうか。知っていたら、そのときの状況を教えていただきたい。それについてお聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 平成19年、いわゆる船岡保育所が移転して新築した年から4年間看護師、臨時で非常勤ですね。当時は116時間ということで、月、勤務ということでお願いしました。

それで、この臨時看護師につきましては、ゼロ歳児の保育補助を兼ねてお願いしたんですけれども、やはり現場のほうでは当然臨時職であっても早番、遅番とかございますので、通常の保育士の仕事もしていただけるような人が結局4年間雇用させていただいたら、そういう問題が出てきましたので、保育士をということで、現場の声も上がってきましたので、保育士を配置するということで、看護師の配置を4年間で終了させていただいたという経緯がございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問どうぞ。
- 〇17番(水戸義裕君) わかりました。

そうすると、当然町内では今私立も含めて、公立だけじゃなくて私立も含めて看護師はいな いということなのかどうかお聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 私立……、保育所は、公立しかございませんので、ちょっと 公立3保育所には看護職はおりません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) 一般的に言われることは、仕事の中身が保育士にカウントされるという ことのほかに、看護師がいない理由に、いわゆる人件費が高くなるんだというふうな理由で、 これが配置されていないというふうなこともあるようですが、この辺についてはどうなんでしょうか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- O子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 確かに、保育士と看護師で時間の単価は看護師のほうが高いです。

ただし、先ほどもお話ししましたとおり、気になる子が今現在3保育所で39名おります。その気になる子を見るためには、やはり保育士優先という形で確保するほうに全力を挙げて、町としては取り組んでおります。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) 気になる子ということで、つい先月の河北新報に医療的ケア児ということですね。子どもが、これの受け入れのことが新聞に載っていましたが、町内の保育所ではこ

の受け入れというか、現実にいらっしゃるのかどうか、お聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 医療的ケア児ということでございますが、やはりそういう場合は、やはり看護師を配置しなければならないんですけれども、看護師以外にもその子のためだけの、逆に言えば部屋あるいは施設、そういうものが必要となってまいります。

そうした場合に、やはり今のところ町としては、その事業にかけることはちょっと困難かな ということで考えております。

- 〇議長(髙橋たい子君) 再質問どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) ということで、要はいないということですよね。町内の保育所にそうい うケア児というのは。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- **〇**子ども家庭課長(鈴木俊昭君) はい。今は現在はおりません。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○17番(水戸義裕君) この医療的ケア児ということになると、宮城県では7人ですかね。受け 入れがゼロというのが全国で7県あるというふうな状況です。

ただ、やはりこれは医療的ケア児じゃなくても、保育所に保健師なり看護師がいるということであれば、預けるほうも安心して仕事ができる状況になるんだろうというふうにも思うんですが、ただ、やはりいろいろ調べていくと、なるほどなというのは、看護師がいても、いわゆる医療行為はできないということなんですね。医師にかわって何かをするということはできないということでは、保育士の方が最小限のそういった知識を身につけていれば、ある程度は介護というか、できると。どうにもならないときには、あとはやはり救急車ということなんだというふうなことで、この前は話は聞いてきました。

保育所で健康医というか、契約している医師は、3カ所の保育所でそれぞれいると思うんで すが、どういった状況なのかお聞きしたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- O子ども家庭課長(鈴木俊昭君) いわゆる嘱託医ということだと思いますが、各保育所、船岡 保育所、槻木保育所、西船迫保育所ということで、内科関係の検診をしていただける内科の先 生と、あと歯、歯科、その先生と契約を結んでおります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) その医師の嘱託医という、医師のいわゆる健康診断というんですかね。

保育所内での子どもたちの、それというのは、年に何回か行われているのかお聞きしたい。それぞれの科があるんでしょうけれども、何回ぐらいあるのかということで。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 一番重要なのは内科だと思います。内科は、年2回実施しております。春と秋です。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○17番(水戸義裕君) ただ、どうなんでしょうということは、一つその医師を否定するわけではないんですが、要は、その日の状況で健診するということと、当然それは保護者というか、親もいるわけなので、保健師がいてということとはまた別かなというふうな気もするんですが、普段の状況を保健師なり看護師が見て、この子の状況ということを見るということと、嘱託医がひょっと来て健診ですよということで来て、そのときの状況でという判断するということは、ちょっとどうなのかなという気もしないわけでもないんですが、この辺について、それは嘱託の先生を疑うとか何とかではないんですが、そういう健康診断する状況をちょっとお聞きしたいと思います。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- ○子ども家庭課長(鈴木俊昭君) 嘱託医の内科検診、当然そこで異常がということで診て結果が出た場合については、やはり保護者の皆さんにご連絡して、各保護者の皆さんは、やはり自分のかかりつけ医を別にお持ちでございます。そのかかりつけ医にご相談して、また改めて体を診てもらうという形になっておりますので、法的に決まっております嘱託医の内科検診は内科検診、あと何か異常があって通常の場合については、かかりつけ医と、そういう分担をして行っていると思っております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- O17番(水戸義裕君) わかりました。

そうですね。保育所保育指針の中では養護と教育、それから健康と安全の重要性がうたわれているというふうにあります。子どもの健康と安全は、子どもの命の保持と健やか生活の基本ということから、健康の保持増進を図ることが一番の子育て支援になるんだろうというふうに書いてありました。

ということで、現実にはその場その場に応じて対応できていて、問題が発生しているという ことではないということから、ただ、この実は、実はというか、最後ですが、町民の方からこ の保健師、看護師がいないんですねという疑問が私のところに投げかけられまして、担当等に 聞くだけではなく、それでは質問でということで、実は今回質問に至ったということでありますので、町民の中にもそういった看護師が保育所なり幼稚園なりにいないということが不安なんだよということの声が上がっているということを最後にお伝えして、私の質問を終わりといたします。

○議長(髙橋たい子君) これにて、17番水戸義裕君の一般質問を終結いたします。

次に、4番平間幸弘君、質問席において質問してください。

[4番 平間幸弘君 登壇]

○4番(平間幸弘君) 4番平間幸弘です。大綱3間質問させていただきます。

1問目、農業用ため池の管理と今後の修繕計画は。

水田のかんがい用水や防火用水、または大雨時の治水対策として利用されている農業用ため 池ではありますが、場所によっては堤体の崩落や土砂による底部の上昇、尺八樋や洪水吐きの 損傷などが見受けられます。

水田のかんがい用水に利用されているため池は、日ごろより管理が行われていますが、一部のため池は地域の資源保全隊による年2回の草刈りなどで現場の確認を兼ねているのが実情ではないでしょうか。

そこで伺います。

- 1) ため池の管理人の仕事内容は。
- 2) 堤体の崩落や尺八樋、洪水吐きの損傷しているため池の数は。また、機能を失っているため池の数は。
 - 3) 今後のため池の整備計画は。

2問目、今年度の稲作の状況は。

梅雨が明けてから8月22日で32日間連続の降雨があり、低温と日照不足の影響が懸念されます。各農家は今後の天候とその作柄を心配しています。また、各地域において地域ぐるみで電気柵を設置し、有害鳥獣対策を行っております。

そこで伺います。

- 1) 現在発表されている作況指数は。
- 2) いもち病などの病害虫の発生は確認されていますか。
- 3) 電気柵を設置した地域の管理状況は。
- 3問目、町道富沢16号線工事の進捗状況は。

現在工事が進められている町道富沢16号線は、地元のみならず、利用者にはその完成が待た

れているところです。朝夕は交通量も多く、車がすれ違う際はお互いに気遣うところであります。当初の完成予定は、平成31年度中とも記憶していますが、工事区間については、降水時やその後の水たまりや泥はねを避け、舗装部分の中央を走るなど、車両の通行に支障を来しています。

早期の完工を願うところでありますが、工期が延びるようであれば、その対応が必要と感じています。

今後の計画について伺います。

- 1) 完成はいつでしょうか。
- 2) 待避所の整備など、工事期間中の今後の対応は。以上です。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

〇町長(滝口 茂君) 平間幸弘議員、大綱3点ございました。

1点目、ため池関係でございます。

柴田町が管理しているため池数は、全部で56カ所であります。このうち、53カ所は、ため池 管理人を置いて管理を行っており、38人の方が業務に当たっています。

ため池管理人の業務につきましては、かんがい用水期の水量の確認や堤体、取水施設、洪水 吐き等の主要施設の点検と異常の発見にあり、日常的かつ周期的に点検や取水施設の操作等を 行っております。

異常が見られた場合は、町に連絡が入り、担当者が現地確認を行って適正管理に努めている ところです。

2点目、柴田町のため池は築造されて50年以上経過し、老朽化が進んでおります。町では日常的に点検を行い、必要に応じ修繕を行っている現状です。

現在、かんがい用水に活用されているため池の数は42カ所ありますが、事故につながるような堤体の崩落等は見られません。

取水施設は、昔ながらの尺八樋の形状が33カ所あり、適正な保全管理はしているものの、経 年劣化により、木製栓が朽ちている状態も見られます。このため、尺八樋内部へ木製栓や堆積 物等が入ることにより、尺八樋が閉塞する箇所も見られ始めました。このため、計画的に木製 栓から金属栓に改修しているところです。

洪水吐きの異常は、堤体の崩落等につながり大変危険です。目視で確認しておりますが、現

在、閉塞等の異常は見られない状況です。

今後も健全なため池を維持するため、日常的に管理に努めてまいります。

今後の計画でございますが、平成25年度に県の事業により、柴田町では48カ所のため池の一 斉点検を行っております。

点検では、地震による危険性と豪雨による危険性の2つの観点から判定を行っております。 判定の結果ですが、1つ目の地震による危険性では、「緊急整備の優先度が高い」とされた ため池が13カ所、「早急な整備が望まれる」が16カ所、「整備の緊急性が低い」が19カ所と判 定されました。

2つ目の豪雨による危険性では、「緊急整備の優先度が高い」とされたため池が3カ所、「早急な整備が望まれる」が3カ所、「整備の緊急性が低い」が42カ所と判定されました。

2つの観点とも、「緊急整備の優先度が高い」とされたため池は1カ所でした。

県の調査に入らなかった8カ所のため池についても、町の管理台帳に基づき、早急に点検を 進めてまいります。

今後の整備については、県内ため池一斉点検の内容を踏まえ、あわせて、ため池管理者や受益者等とも協議しながら、かんがい用水、防火用水、治水対策として緊急性が高い施設を優先して、計画的に整備してまいりたいと考えております。

ただし、災害等による緊急的な復旧や施設のふぐあいが発見された場合については、適宜対 応してまいります。

2点目、稲作状況でございます。

まず、作況指数とは、10アール当たり平年収量に対する10アール当たりの当該年度収量の比率です。農林水産省では、収穫が進んだ例年9月15日に最初の調査が行われ、公表されることとなっております。

現在公表されているものは、8月15日現在における作柄概況で、水稲の生育や作柄状況を実 測調査し、作柄の良否等について示されたものです。

その内容は、宮城県が「やや良」、仙南も「やや良」となっております。雨が続いた割には 安心したところでございます。

今後も引き続き、情報の収集に努めてまいります。

2点目、いもち病ですが、いもち病については、8月以降感染しやすい気象条件が続き、町内全域での感染が心配されておりました。調査の結果及び関係機関からの情報では、一部地域で限定的な発生が確認されたのみにとどまり、例年並みとなっております。感染拡大を防ぐた

め、関係機関とも連携し、いもち病への警戒と殺菌及び予防のための薬剤散布について、生産 者への呼びかけを行っております。

また、斑点米カメムシ類については、調査の結果、「ほぼ例年並み」の発生量であったため、 草刈りの徹底と薬剤による防除について生産者への情報提供を行いました。

今後も状況を注視するとともに、関係機関と連携し、必要な対策を講じてまいります。

3点目、電気柵ですが、町では国の交付金を活用して、イノシシの被害が特に多い地域において、鳥獣被害防止総合対策交付金事業に取り組んでおります。

昨年度、葉坂地区で最初にこの事業に取り組みましたが、イノシシの侵入が見られず、被害防止に一定以上の効果が確認されたことから、今年度は船迫、成田、葉坂、入間田、富沢の5地区で電気柵の設置に取り組んでいるところです。

イノシシの侵入を防止するには、4,000ボルト以上の電圧が必要で、一番大変なのは、この電圧を維持するために行う草刈り作業でございます。それぞれの地区では、鳥獣被害対策協議会を設立するとともに、電気柵の適正管理に向けた維持管理規定を設け、工夫して取り組んでおります。

しかしながら、事業に取り組んでまだ2年目ということもあり、電気柵の設置方法や施設を 設置する期間、草刈り等の維持管理方法等、協議会ごとに考え方に違いがあり、検討すべき課 題も見えてまいりました。

今後、町では各協議会に対し、関係機関が行う研修会や勉強会、講習会等への参加をお願いするほか、町の協議会で話し合い、安全に十分配慮した施設のあり方や地域住民への周知の方法等、より効果的な取り組みができるように努めてまいりたいと思います。

大綱3点目、富沢16号線でございます。

富沢16号線道路改良工事は、総事業費 9 億8,000万円、補助率55%で平成22年度から事業に 着手し、平成30年度の完成を目指し工事を進めております。しかし、平成29年度の交付金の配 分率は、要望額に対し36.9%と低く、年々縮小傾向にあります。

また、河川区域内での工事は、河川法上の制限から出水期の6月1日から10月31日までの5カ月間は工事ができない期間となっております。さらに、軟弱地盤対策による工事費の増額などの要因により、当初の事業計画どおりの完成は極めて困難な状況になってきております。

現在の進捗状況は、事業計画上は全体事業費の75%となる見込みですが、今年度末までに事業期間や全体事業量の見直しなど、計画変更に向け、県を通じ国と協議を行ってまいります。

また、完成の時期については、計画変更の協議により決定されますが、交付金の配分率や町

の財政状況に大きく左右されるため、現段階では明確に申し上げられませんが、交付金の適正 な配分など、早期の完成が図られるよう、県や国に要望してまいります。

2点目、待避所については、通行車両が安全に走行できるよう、富沢字大仏前から槻木五間 堀川までの1,800メートル区間に10カ所設けております。

しかし、平間議員のご指摘のとおり、通行車両が非常に多いことから、車が待避する際、路 肩部が掘れ、水たまりができる状況となっており、通行に支障を来している状況も確認してお ります。その都度、工事受注者や町直営で待避所のほか、待避所以外の区間についても砕石敷 きならし転圧を行う整地等の補修を実施しております。

今後も車両が安全に通行できるよう、維持管理に努めてまいります。 以上でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) このため池につきましては、3年前でしょうか、現議長、髙橋議員が質問しておりますけれども、町内にあるため池が56カ所ということなんですが、これは、町で管理されているといいますか、そのため池の数というふうに考えてよろしいんでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 議員おっしゃるとおり、町で管理しているため池の数でございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) そのほかに、多分なんですけれども、個人所有のため池の数ってあると 思うんですね。これらの数、それから位置等は把握しておりますか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 個人管理の個人が所有するため池については、数カ所あるという話 は聞いておりますし、具体的に場所がわかるものもございますが、現段階で町として詳細に把 握していない状況でございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 38人のため池の管理人がいらっしゃるということなんですけれども、日常的に点検されているということでございます。

3年前に、ちょっと髙橋議長が質問されたときに、農政課としても年1回ぐらいは見回りを していきたいというふうに答弁されているんですが、年1回見回り、担当課としてされていま すでしょうか。

○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長(瀬戸 論君) 農政課もため池管理人を委嘱するわけなんですが、その際、一緒に 現地に立ち会って、現在抱えている課題、その他の状況を一緒に確認しております。

ただ、箇所数もやっぱり56カ所と多いため、なかなか一遍にはいかないというような状況で、 平成29年度も今途中の段階でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 道路沿いにだけため池があるわけじゃないので、そう1日何件も確認はできないだろうなというふうに思います。

そのため池を担当課が確認する場合、管理人、それから地域の住民の皆さんと管理人も立ち 会っての点検というふうに考えてよろしいんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 基本的には管理人からいろいろな情報を得た場合は、基本的には一緒に行くと。

ただ、その後も何回か足を運なければいけないというような状況の場合は、町職員単独ということもありますが、基本は管理人と一緒に行くように努めております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 先ほど町長の答弁には、その管理人からの日常の点検等の中で機能を果たしているということで報告受けているということなんですけれども、実際その堤体が崩落しているため池というのは確認されたことはありますでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 堤体が例えば波とかによってやせているとか、そういったことがご ざいますが、事故につながるような堤体の崩落等に関してはないものと判断しております。
- **〇**議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 確かに事故につながるような堤体の崩落はないというか、既に堤体が崩落してため池の機能はないというため池といってよろしいんでしょうか、そういうため池は現存しているんですが、それは確認されていますでしょうか。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 堤体というか、山側の堤体が一部大雨で、大雨の後の雨で崩れているというか、一部欠けている部分は確認はしております。

ただ、山側の部分ですので、今すぐ大きな事故につながるような状態ではないという意味合いで、そういうものはないという判断でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) このため池なんですけれども、農業のかんがい用水以外には、先ほど申しましたように、治水、それから山間部に降った雨の調整池としても利用されるわけなんですけれども、一時的なダムとして。ダムと考えた場合、多分その山側からの土砂等の流入で底部が埋まって、しゅんせつもしなきゃいけないみたいな感じになっているようなため池というのはございますでしょうか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 議員おっしゃるとおり、柴田町のため池については、昭和61年の 8.5豪雨の際には、ほとんどのため池が土砂により埋まってしまったということがございまし て、災害復旧によってそれらを取り除いた経過がございます。

しかし、その後という形になりますと、部分的に軽微なしゅんせつを行うケースはございま したが、経年によって、やはり多少土砂の流れ込みがある。それによって、貯水量が若干少な くなってきているという部分は見受けられます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) そうすると、あともう一つの調整池として利用する。それから、防火用水等なんかは、やっぱり冬場の山火事等、春先でしょうか、そういったときに役に立つのかなというふうに思いますけれども、やっぱりそれって底が上がってきてしまいますと、どうしても貯水量は少ないということなので、防火用水と考えたときに、その現在のため池の貯水量では足りていますか。山林火災の規模にもよりますけれども、どういうふうにお考えでしょうか。
- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 当然、山火事等の規模という形もございますし、そのため池の大き さ等もあるかと思います。

全般的にどういう状況かということは、先ほど申し上げたとおり、管理人との立ち会いのと きに、その状況等に関しても一部報告を受けている部分もございますし、担当者として確認し ている部分もあるかと思います。

今後は、その辺を状況確認のデータの中に入れていきたいと考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 修繕なんかもこれから年次計画立てて修繕していくということなんですが、例えば今、機能を失いつつあるようなため池、それから、農業用水として実際使っていないようなため池ってあると思うんですね。各地区に。そういったため池をさらに今度町費をか

けて修繕するという考えもありますけれども、例えばその地域、それから田んぼのため池の水の利用者、そういう方々と一緒に地域に入って、町なり担当課と話し合うという機会は持つことは可能でしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 必要なため池については、町長答弁でも申し上げましたとおり、今後とも計画的に修繕等を行っていかなければならないと思いますが、一方で、今議員おっしゃったとおり、受益となる、例えば田んぼとか、そういうものがないとか、あとはもうその受益者含め、地域のほうではこのため池についてはもうなくてもいいんじゃないか。むしろ今後それらを放置することによって、放置という形にはならないんですが、例えば堤体等が傷むことによって下のほうに災害が起きることも考えれば、適切な処理をして廃止したほうがいいんじゃないかというような具体的な提案も地元の区長とか、そういうところからも話が来ておりますので、今後1件1件、その管理人も含めて、地域の皆様とあとは受益者の方、先ほども答弁でも話したとおり、受益者の方含めて、地域と話し合いを進めていきながら、このため池の将来をどうするかということを決めていきたいと考えております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) そうやって、地元の方々と触れ合いというか、話し合うのがやっぱり一番大きいのかなというふうに思います。

何を言おうとしたのかちょっと忘れてしまったので、次にいきます。

2問目、ことしの稲作の状況なんですけれども、仙南のほうも「やや良」と、作柄「良」ということなんですけれども、町内、柴田町に限って言えばどのように判断しておりますでしょうか。

○議長(髙橋たい子君) 間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますので、 ご了承願います。

答弁を求めます。農政課長。

○農政課長(瀬戸 論君) 先ほど答弁で申し上げたとおり、農林水産省のほうで8月15日現在 の作柄概況ということで発表された結果が「やや良」ということで、町長も答弁の中で話もしましたが、36日間という、ちょっとした雨も含めてという形になるわけなんですが、続いた長雨や低温、あとは日照不足、かなりこれは日照不足に関しては期間の切り方によっていろいろあると思うんですけれども、データによれば、例えば仙台であれば17%から、たしか35%ぐらいという、例年の、そのような形だということでしたが、この概況の説明の中では、この長雨、

低温、日照不足に関しては、この時点ではという話なんでしょうけれども、影響も少ないとい うようなことでございました。

その後、県のほうとか、あとは農協、あとは共済ということで、いろいろお話を伺って、一部角田市においては、不稔障害が心配されるということで、一部の地域で農協、県を入れて不稔障害の調査をしたということだったんですが、結果を聞くと、不稔障害まではいっていないということで、5月の連休くらいに田植えしたほ場に関しては、少しおくれぎみだったんですが、だんだん実りというか、稲穂が垂れてきているというような状況でございます。

ただ、遅い品種とか、あとは当然ほ場への移植が遅くなった、6月近くになったというものに関しては、現在もちょっと青々としているほ場もございます。

そういったことで、むしろちょっとそちらの遅く植えたほうのほ場について、不稔障害ということは私のほうもちょっと現場を見る限りは考えられないんですが、登熟の不良というようなことで、ちょっとやや心配しております。

いつもの年よりも量的にも若干減るかもしれませんが、冷害のように全くとれないんだということではなくて、米が小粒になってしまうというか、そういったことはやっぱりあるんじゃないかと。

ですので、私個人の考え方もちょっと入るわけなんですが、「やや良」というよりは、むしろ「平年並み」ぐらいなのかなと。よくても「平年並み」ぐらいということで考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 時間も押しているようなんですけれども、質問も端的に行いたいと思います。答弁のほうも端的にお願いしたいというふうに思います。

ことしの稲作のほうの豊作を願うところなんですが、各地区、去年葉坂地区初めて、その後に今年度は成田地区、入間田地区、富沢地区と電気柵地域ぐるみで設置しております。その設置した地域それぞれ有害鳥獣被害対策協議会、ちょっと舌かみそうになるんですけれども、そういった地域団体立ち上げて、維持管理をしているということなんですが、その維持管理費用は実際誰が負担しているんでしょうか。

例えば、その地権者であったり、耕作者であったり、どちらが負担しているのか、ちょっと その辺お伺いします。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 5地区それぞれという形になるわけなんですが、5地区のうち耕作 者が負担しているというところが、予定しているということも含めて4地区。地権者にお願い

するという地区が1地区。

金額については、10アール当たり300円から10アール当たり2,000円ということで決めていらっしゃるようです。

ただ、昨年取り組んだ葉坂地区も含めて、まだそういうような事態には、例えばいろいろな 備品等の更新が生じるということはない状態でございます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) ちょっと今金額も教えていただきました。300円という地区から2,000円、10アール当たりということなので、これ非常に開きがある。8倍近い開きが、7倍ですか。7倍近い開きがあるということなんですけれども、例えば300円の地区では、それは耕作者が払っているのか、地権者が払っているのか。2,000円の地区は、全地区でなくていいので、2,000円の地区は、それは地権者が払っているのか、耕作者が払っているのか。ちょっとお伺いします。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 例えば、2,000円の地区は耕作者。あと300円の地区も現在のところ 耕作者を予定しているということでございます。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 2,000円だと考えれば、今後の維持管理費と施設の更新費用も含めてという感じなのか。300円で考えた場合は、単に電気柵の下の除草なり、その辺だけの管理業務に対しての300円なのかという、ちょっとその辺の費用の配分の仕方もちょっと教えていただければと。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 考え方は、それぞれの地域だとは思うんですけれども、例えば除草作業の一部については、資源保全隊の活動の中で負担して、負担というか、作業をしていただいている部分もございますので、今現在私どものほうも300円なのか2,000円なのかという、どのくらいお金かかるのかなというのは、これからのちょっといろいろやっていけばわかってくるのかなと思っております。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 田んぼのほ場の面積、それから耕作者というか、その辺の地区の戸数の数等もあると思うので、その辺はあとことしあたりが一番全地区、全地区というか、始まったので、これから精査をされていくのかなというふうに思います。

この電気柵なんですけれども、実際、今田んぼにほ場周辺に敷設されている電気柵の実際電 圧、それからどのくらいの電流が流れて、タイミング的に、多分パルスで流れているものなん ですけれども、パルスタイミングはどのくらいで流しているのか、ちょっとお伺いします。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 動物にある程度のショックを与えるというふうなことで、先ほど答 弁でも申し上げましたとおり、電圧に関しては4,000ボルト以上でございます。あとは、電流 に関しては、15ミリアンペアという規定がございますが、一般的には数アンペア、数ミリアンペアの電流で、パルスについては0.1秒の電流を流して1秒間をあけるというような、これは メーカーによって若干、あと電気柵の延長とか、それによってその電牧器がちょっと変わって くるので、そういうので変わる部分はあるんですが、基本的にはこんな考え方かと思います。
- 〇議長(髙橋たい子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 数ミリアンペアということで安心しました。

実は、15ミリアンペアだったら結構ショック大きいかなというふうに思ったんですけれども、 地域ぐるみで設置した場合、農道、それから町道の路肩、田んぼに近いほうの路肩に設置され ている。当然設置者との管理も非常にしやすいということもあるんでしょうけれども、今回の 地域ぐるみでした場合は、その農道、それから町道の路肩も使えるというふうに伺いました。

それでなんですが、例えば通学・通勤、それからあと子どもたちが遊んでいての危険はないのか。たしか西伊豆町のほうで、あれはちょっと使っちゃいけないようなものを使ったんですけれども、そういった事故等は想定されていないんでしょうか。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 日本全国でというか、電気柵といわれ……、マスコミではすぐ電気 柵という話になるんですが、この間の西伊豆町の事故に関しては、電気柵とはいわないで電気 柵的に単なる電流を流している針金という、そういった解釈だと思います。

電気柵というのは、あくまでも議員ご存じのとおり、電牧器という、先ほど言いましたパルスを発生させる機械を間に挟んで電気がそのまま流れないようにしているものを指しますので、現在のところ、いろいろなメーカー等で販売されておりますが、安全なものということで考えております。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 安全といいますか、さわった瞬間ちょっとびりっと来ますので、実際その電気柵によってということはないんでしょうけれども、例えば電気柵にお年寄りの方が杖さ

わってしまって、そのショックで転んでしまったということも考えられるわけです。そんな場合、誰が保障するのかということを考えた場合、例えばその地域団体やこれからも個人がふえてくると思うんですけれども、万が一の事故に備えて、その地域団体としては、傷害保険とかに加入している団体はあるんでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 議員今示された事例については、ちょっと想定していなかったんですが、電気柵のメーカーとあと小売店、いろいろなところ確認しました。

あとは、そういうところ確認した結果、これの電気柵直接に対する傷害保険等はちょっとないという解釈でございます。やはり、考え方としては、電気柵そのものは安全なものだというような形でございますが、ただ、今話があった、例えばそういった電気ショックが一時的に、ちょっと当然流れるわけなんですが、それに伴って転んだとか何かしたということは当然あるかと思いますので、ちょっとその辺は調べてみたいとは思います。

現在の設置している団体に関しては、団体だけでなくて、町の電気柵の補助についても同じなんですが、そういった保険に入っている方はいらっしゃらないかと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 今後これからもほ場にイノシシ、有害鳥獣侵入防止のために電気柵利用される個人、団体ふえてくると思うんです。そういった場合、やっぱり町としても各団体と相談しながら、設置基準、それからそれに関しての安全対策を担当課、町からのほうの助言、それからお互いに話し合っていただければいいのかなというふうに思っております。

ちょっと一つ関連で聞くんですけれども、作柄の稲作の状況で、来年度以降は生産調整、減 反施策とよく言われたものなんですけれども、この辺はどういうふうになるんでしょうか。お 伺いします。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。農政課長。
- ○農政課長(瀬戸 論君) 来年度の平成30年産米より国による生産目標の配分、あとは米の直接支払いということで、10アール当たり7,500円の国の交付金がなくなるということで、これは平成26年から国のほうでもこの時期になくなりますという話をしておりました。

それで、今までは転作を含めて国から示された生産目標に従って農家の方は県から、国から 県に配分され、県から町に配分され、町から農家の方に配分する形で生産目標を達成する、し ないという形でやってまいりました。

今回この制度というか、この生産目標がなくなるということで、よく誤解を受けるというか、

という話になるわけなんですが、じゃ米何ぼつくってもよろしいんですかという話でございますが、全くそうではなくて、米の消費は毎年8万トンぐらいずつ減っているというふうな状況なので、やはり今までと同様という形になるわけなんですが、国は生産目標という形では示さないんですが、目安という形で情報提供をするような形になります。その情報に対して、県と町の農業再生協議会、町の場合は水田推進協議会という形になるんですかね。水田活用……、済みません。町の水田農業推進協議会のほうから農家の方に配分という形ではなくて、この程度という形のお示しをするような形になるかと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 承知いたしました。

次に、町道16号線の工事の件なんですけれども、当初平成30年度というふうに私把握していまして、31年度中にはできるのかなぐらいは思っていたんですが、大分延びるような話でございます。

今現在五間堀のあの橋の右岸、橋脚部分の根っこのところをちょっと掘っているんですけれ ども、あの工事は一体何なんでしょうか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 端的にお答えしますと、現在行っている工事でございますが、 これからの橋、上部工のほう架設するということでございまして、60トンクレーンとか、大き な重機が入ってきます。現場が若干不安定な地盤なものですから、当然クレーンの足場ですと か、それから上部工の材料を置くヤードですとか、整備を行っています。

あと、29年3月2日の会議でもって議決をいただきましたけれども、右岸橋脚の背面、それから底部の地盤改良もあわせて準備をしているということになります。

なお、繰り越しさせていただいていますけれども、橋梁、上部工の桁の製作については、現 在ほぼ終えているという状況でございます。

これから管理者である県土木事務所と占用の関係の協議を進めながら、進捗をさせていきたいというふうに思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) そうすると、桁のほうも11月1日以降ということですね。確認です。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 地盤改良が早いのか、桁の架設が、地盤改良が終わらないと上 部工の架設で機械等が入っていけませんので、恐らく今の工程から言いますと、12月中旬から

下旬あたりから上部工についてはいけるのかなというふうに見込んでいます。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ございますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 例えば16号線の電柱の移設時期等は、いつごろになりますでしょうか。
- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 今電力、それからNTTと事前協議を行っています。その中で、延長2,600メートルの中で、NTTが19本、電力柱が51本あります。あと、非常に言いにくいんですけれども、富上のテレビ組合の線も実は橋架されておりまして、電力、NTTと協議の話では1年では1回にやるのは難しいというような回答をいただいているところです。恐らく1年では難しくて、2年、3年とかかる可能性もあるということです。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 済みません。ごめんなさい。課長、移設時期、工期じゃなくて時期をお願いします。
- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 済みません。時期でございますけれども、平成29年度でも動かしますということを言われています。

あと、その後2年くらいかかる可能性もあるので、ご理解いただければと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 承知しました。

それと、五間堀の左岸になるんでしょうか、五間堀のあそこの橋からちょっと100メートル ぐらい行った低地排水のところの橋梁の新設等の時期はいつごろになりますでしょうか。

- O議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) あの低地排水路につきましては、現在ボックスカルバートを予定しています。3.8掛ける2.4、横幅3.8、高さ2.4のダブルの管になりますけれども、そちらにいては、現段階で今の予算ベースであれば、平成30年度、来年の予定ということになります。
- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 先ほど町長答弁の中に、待避所の整備、それから工事期間中の今後の対応ということで、都市建設課、担当課のほうでたまに来て点検していただいているということなんです。

実際土盛りして、盛り土したところの最初のベースの土が悪かったのか、後からちょっと砂 利敷いて、少しは安定はしているんですが、まずそれでも雨降ると、どうしても掘れてしまっ て水たまりができているという状況なんです。

そういうところをもう少し小まめな感じの対応をとっていただければなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 盛り土材が悪かったということではございませんで、当然試験をクリアした、基準にのっとった土を採用してございますので、決して土が悪かったということではないと思います。

時折というか、不定期ではございますけれども、うちのほうで見回りをさせていただいて、 工事発注区間であれば、当然業者に直してくださいということでお願いしますけれども、うち のほうの直営でもって大体させていただいているのが現状です。

職員も実は必ず富上あるいは入間田周辺に出た場合には、必ず富沢16号線を通って戻ってきてくれということでお願いはしていますけれども、小まめに対応していきたいと思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) その辺小まめな対応、それからお願いしたいというふうに思います。

ちょっとこれもひとつ関連なんですけれども、16号線のアクセス道、例えば富沢のむつみ学園の脇を通ってくるような、あそこ農道ですね、たしか。それから、16号線に入る、それから、ちょっと町道の番号がちょっとあれなんですけれども、大久板金から中に抜けるところと、実は16号線の影響があるのか、16号線へ向かってのアクセス、それから横断するような車の流れが以前に比べて大分ふえているような感じがするんですね。

その辺の待避所の整備なんかもあるところ、もう少し交通の便宜というんでしょうか、車の すれ違いも楽になるのかなというふうに思うんですけれども、その辺、対応いかがでしょうか。

- 〇議長(髙橋たい子君) 答弁を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(水戸英義君) 6月の会議でもって若干答弁させていただいています。富沢16 号線のアクセス、特に上川名側からですと6路線ございます。先ほどの富上農村公園の農道も 含めて6路線ございます。

幅員が相当あるのかと言えば、さほどないわけでございまして、ほとんど4メートル程度の 道路、それから1本だけ、板金屋のほうから来るのが若干太目ということで、一部6メートル 程度あるところもございます。

ただし、ほ場整備の後で計画の中に入っているということもございますので、やってからす ぐ始まりましたとか、計画がこうなりますとかということでは、やはりうちのほうとしても困 ります。困っているということは重々承知しています。

交通量も以前よりふえているんじゃないかと言われれば、確かにふえているところもございますけれども、ほ場整備の計画とか、進捗とか見ながら判断させていただければというふうに思います。

- ○議長(髙橋たい子君) 再質問ありますか。どうぞ。
- ○4番(平間幸弘君) 富上地区のみならず、入間田等からもいろいろ要望あると思うんですね。 16号線に向かってのアクセス等。

それから、やっぱり富上地区のほ場整備も今進んでいるところということがあります。当然 無理に今つくったところですぐほ場整備でまたつくり直すというふうな感じになるのは、その 辺はやっぱり希望していませんので、ぜひやっぱり農政課、それから都市建設課とお互いに情 報共有しながら、いい方向に進めていければというふうに思います。

それからもう一つ、やっぱり都市建設課としても16号線、富上通っているということもあって、たまに農政課の皆さんはよく担当課として富上に入ってきていただけるんですけれども、地区のほうに。地区の何かいろいろ話をたまに区長なり、その辺に顔出していただいて、情報をもらうというふうな形で、もっと地区と密接に町の職員の皆さんもかかわっていただければいいのかなというふうに思います。

以上で私からの質問を終わります。

○議長(髙橋たい子君) これにて、4番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。 以上で一般質問通告に基づく予定された質問は、全部終了いたしました。 これをもって一般質問は終結いたします。

日程第3 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 日程第4 議案第9号 教育委員会委員の任命について

○議長(髙橋たい子君) お諮りいたします。日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき 意見を求めることについて、日程第4、議案第9号教育委員会委員の任命については人事案件 でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 異議なしと認めます。これより、直ちに委員会室において議員全員協 議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午後 4時04分 休憩

午後 4時12分 再 開

〇議長(髙橋たい子君) **再開いたします**。

日程第3、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を 求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員葉坂広之氏が平成29年12月31日付をもって任期満了となることから、新たに高 木年雄氏を人権擁護委員に推薦したく、議会の意見を求めるものであります。

高木年雄氏は、平成26年12月まで山崎製パン株式会社に勤務され、在職中は衛生管理者として長年にわたり職場の安全管理や社員の健康管理に力を注がれてきました。

定年退職後は、柴田町民生委員・児童委員としても地域住民の相談に応じ、必要な助言を行うなど、地域福祉推進の中心的な担い手として活躍されてこられました。

つきましては、これまでの経験で得た知見をもって、人権思想の普及高揚に努めていただけ る適任者として、高木年雄氏を新たに人権擁護委員に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条 第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき

日程第4 議案第9号 教育委員会委員の任命について

○議長(髙橋たい子君) 日程第4、議案第9号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第9号教育委員会委員の任命についての 提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員であります日下輝美氏は、平成29年9月30日をもって任期満了となりますが、再度委員に任命したいので、提案いたします。

日下輝美氏は、福島学院大学福祉学部福祉心理学科の学科長として、社会福祉や児童福祉などで活躍できる人材の育成に尽力されております。平成25年10月1日に委員に就任されて以来、専門的な識見、多様な視点から、柴田町の教育施策への助言をいただき、教育の充実・発展に貢献いただいております。

昨年10月1日から、新教育制度に移行し、間もなく1年となりますが、今後も、教育や福祉 の分野に造詣の深い日下輝美氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

〇議長(髙橋たい子君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(髙橋たい子君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、議案第9号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(髙橋たい子君) 起立総員であります。よって、議案第9号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決定いたしました。

総括質疑について連絡いたします。

本日正午まで提出となっておりました総括質疑は締め切りました。

4名の議員から提出がありましたので、お知らせいたします。

なお、総括質疑は、9月8日に行いますので、ご了解願います。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時18分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを 証するためここに署名する。

平成29年9月6日

議 長 髙 橋 たい子

署名議員 5番 桜 場 政 行

署名議員 6番 吉田和夫